

令和元年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（令和元年6月11日）

議事日程（第2号）	17
日程第1 決議第1号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）について	19
日程第2 一般質問	20
1. 今西久美子 議員	20
2. 松本健治 議員	33
3. 田中修 議員	47
4. 谷口重和 議員	53
5. 浅田晃弘 議員	58
6. 垣内秋弘 議員	66
7. 馬場哉 議員	77

令和元年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年6月11日

午前10時開議

日程第1 決議第1号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議(案)について

日程第2 一般質問

1. 今西久美子 議員
2. 松本健治 議員
3. 田中修 議員
4. 谷口重和 議員
5. 浅田晃弘 議員
6. 垣内秋弘 議員
7. 馬場哉 議員

1. 出席議員

議長	12番	谷口整	議員
副議長	1番	山内実貴子	議員
	2番	山本精	議員
	3番	今西久美子	議員
	4番	垣内秋弘	議員
	5番	田中修	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	馬場哉	議員
	8番	松本健治	議員
	9番	谷口重和	議員
	10番	浅田晃弘	議員
	11番	藤本英樹	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷	信夫	君
副町	長	山下	康之	君
教育	長	奥村	博巳	君
総務部	長	奥谷	明	君
健康福祉部	長	久野村	観光	君
建設事業部	長	野田	泰生	君
まちづくり整備推進				
担当部	長	黒川	剛	君
教育部	長	光嶋	隆	君
総務課	長	青山	公紀	君
企画財政課	長	矢野	里志	君
税住民課	長	馬場	浩	君
介護医療課	長	廣島	照美	君
健康児童課	長	立原	信子	君
建設環境課	長	谷出	智	君
プロジェクト推進課	長	山下	仁司	君
産業観光課	長	木原	浩一	君
上下水道課	長	垣内	清文	君
会計管理者兼会計課	長	長谷川	みどり	君
学校教育課	長	岩井	直子	君
社会教育課	長	清水	清	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局	長	村山	和弘	君
庶務係	長	太田	智子	君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎決議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（谷口 整） 日程第1、決議第1号、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）についてを議題といたします。

提出者により提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、松本健治委員長。

○議会運営委員会委員長（松本健治） それでは、改めまして、おはようございます。

それでは、お手元に配付させていただいております決議第1号、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）につきまして、議長よりご提案ございまして、議会運営委員会において協議を行い、議会運営委員会委員長名で提出することになりました。

宇治田原町は、古くは38代天智天皇の第7皇子である施基皇子が高尾に住まわれておりました。皇子が薨去後には、田原天皇の号が贈られ、田原天皇社の御廟が建てられ、荒木には天皇という地名も残っております。

このように、皇室と宇治田原町との縁も深い、多いことから、天皇陛下のご即位を奉祝する賀詞決議（案）の提出に至ったものであります。

それでは、決議（案）を朗読させていただきます。

決議第1号、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議（案）

天皇陛下におかせられましたは、風薫る5月の良き日に、ご即位されましたことは、誠に慶賀に堪えないところであります。

天皇皇后両陛下の益々のご清祥と、令和の御代の末永き弥栄をお祈り申し上げます。

ここに宇治田原町議会は、住民を代表して、謹んでお祝い申し上げます。

以上、議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げ、私の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

これより本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎一般質問

○議長(谷口 整) 次に、日程第2、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。今西久美子議員の一般質問を許します。今西議員。

○3番(今西久美子) 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

大きく3点ございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず1点目は、子どもの安全対策の強化についてでございます。

この間、子どもたちが犠牲になる交通死亡事故や事件が起こっておりまして、本当に子どもたちの命を守るためにどうすればよいのか、次の点についてお伺いをしたいと思っております。

まず1点目は、歩道等の整備についてでございます。

先月8日、大津市の交差点で散歩中の保育園児らに車が突っ込み、16人が死傷、2人の園児がお亡くなりになりました。改めてご冥福をお祈りするとともに、けがをされた方々の一日も早い回復を願うところでございます。

今回の事故では、交差点にポールやフェンス等があれば防げたのではないかといった報道もございまして、現に今、防護柵の設置工事も実施をされているところでございます。

過去におきましても、2006年9月25日、埼玉県の川口市で保育園児や保育士など39人の列に、後ろから走ってきた乗用車が突っ込む事故が発生をいたしております。この事故では園児4人が亡くなり、ほかの園児と引率の保育士合わせて17人が重軽傷を負ったと、こういった事例もあるわけです。

保育園の散歩ルートの大部分は歩道と車道が分離されておらず、保育士の先生たちが本当に必死に園児を守りながら散歩をさせているというのが現状ではないでしょうか。

宇治田原保育所におきましても、保育所の児童が散歩している姿をよく見かけますが、当然、歩道のない道もルートとなっております。散歩というのは、園児の成長・発達には欠かせないものであり、危険だから散歩をやめればよいというものではないというふうに思います。ルート上の歩道等の安全対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） 皆さん、おはようございます。

それでは、今西議員のご質問についてご答弁申し上げます。

本件については、大津市での事故を受けて、急遽、町道における交通量の多い交差点やたまり等を調査したところでございます。

本町では、事故のあった道路のような歩道のある道路は限られているものの、一部交差点につきましては、バリケードの設置等安全対策を講じることとし、歩行者の安全性を高めていきたいと考えております。

また、こうした安全対策を講じる町道等については、庁内各部署と情報共有を図った上、取り組んでいくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 6月開会初日の町長のご挨拶の中にもございましたけれども、今回の大津市の事故を受けて、早速調査をしていただいたと。その上で、バリケードの設置等安全対策を講じていくという迅速な対応をしていただけることについては、評価をしたいと思います。

当然、今のご答弁にもございましたが、ほかの部署、教育や福祉、また総務など協議が必要でございます。さらに、予算も当然必要となってまいります。補正も含めて早急な対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 黒川まちづくり整備推進担当部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） 今回の安全対策につきましては、庁内各部署との調整を図った後、早急に対応していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 早急にというご答弁がございました。ぜひよろしく願いをした

いと思います。

次に、スクールゾーンの整備についてお聞きをいたします。

通学路につきましては、グリーンベルト等で対応をさせていただいております。ところどころ剥がれてきておりますので、その点もまたお願いしたいと思うんですが、特に小学校や保育所周辺については、さらに通行車両などに安全を啓発するために、道路標示や啓発看板の設置など必要ではないかと考えております。特に、田原小学校と宇治田原保育所との間の道につきましては、これ、制限速度が毎時20キロに設定をされておりますが、まあ制限速度以下で走る車はほぼございません。よっぽど意識しないと20キロ以下というのはなかなか難しいような状況でございます。

宇治田原小学校におきましても、正門前を通る車に注意を促す必要があるかというふうに考えております。

学校や保育所周辺をスクールゾーンとして指定し、通行車両に対して安全を促す工夫を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） スクールゾーンのエリア指定につきましては、市町村の判断において設定することができます。一般的には、登校・下校の時間帯に合わせて通行規制を敷くことが多く、この場合、道路交通法に基づいた協議が必要となります。導入につきましては、学校周辺の道路事情や地域事情を勘案しながら慎重に検討する必要があると考えております。

ただし、議員ご指摘の道路標示や啓発看板の設置につきましては、スクールゾーンの指定を伴わなくても可能であることから、実現に向けて関係部署等と調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 先ほど申しました20キロの制限速度のところですけども、確かに20キロという道路標識はあるんですが、ほとんど目立たない。以前から委員会等でもこの問題については指摘もしてまいりました。もう少しわかるように、ここは20キロですよ、十分気をつけてくださいよという啓発をぜひともお願いしたい。

スクールゾーンについては、指定の実現に向けて調整を図るというご答弁でございましたので、これも先ほどと同じように、当然、道路標識なり看板なりの設置には予算も伴いますので、補正も含めてよろしくお願いをしたいと思います。

次に、住民の見守りにについてお伺いをいたしたいと思います。

5月28日には川崎市で多くの子どもが刺殺、刺傷されるという大変痛ましい事件が発生をいたしました。本当に子どもの安心・安全に対する不安が極めて憂慮されるような事態となっています。子どもたちを交通事故や犯罪被害から守るために、私は、宇治田原町挙げて取り組むことが重要ではないかというふうに思っております。

普段から子どもたちの通学の見守り隊としてご活動いただいている多くの皆様には、本当に敬意を表するところでございます。しかし、地域によってやはり差があり、また、特に下校時につきましては、十分に目が行き届かないというのが現状ではないでしょうか。

そこで、地域の住民の皆さんが地域の子どもたちに関心を持ち、日常生活を通じて子どもたちを見守る「ながら見守り」というのが推奨されております。例えば、子どもたちの下校時刻に合わせて庭に出て、花に水をやるだとか、自宅周辺の掃除をするとか、散歩コースに通学路を含めるとか、犬の散歩を下校時刻に合わせるなど、ふだんの生活の中で子どもの登下校の安全に目を向けていただけるような働きかけをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 川崎市や大津市の事件・事故現場には、今もなお花を手向け、手を合わせる方が後を絶ちませんが、誰もが願うのは、このような悲惨な事件・事故がなくなることだと思います。

議員ご指摘のとおり、子どもを事件・事故から守るためには、町を挙げて安心・安全対策に取り組む必要があると考えます。幸いにも、本町では、多くの見守り隊の方が登下校時に、交通指導員は登校時に子どもに寄り添い、安心・安全な日々が送れるよう努めていただいております。ただ、広い町内、各地域でどうしても見守りの空白地帯、子どもの1人区間は出てまいります。特に下校時には、見守り活動の限界が生じます。

この状況を回避する対策として、ウォーキング、犬の散歩や買い物など、子どもの登下校時に合わせて活動いただける「ながら見守り」が有効であると言われております。

これまでの見守り隊の方々を中心に、個人の負担が少ない形で見守りにかかわることができる担い手の裾野を広げる必要があると考えております。活動の周知や情報発信、交流の場の提供など、地域におけるさらなるご理解やご協力をいただけるような取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 今、担い手の裾野を広げるというのは、非常に私も大事なことだというふうに思います。宇治田原町では、不審者の侵入はもう許さないんだと、そういう雰囲気をつくり出す地域で子どもたちを守る取り組みをぜひとも進めていただきたい、住民と一緒に進めていっていただきたいと思っております。

それでは、大きな2問目、防災対策についてお伺いをいたします。

1点目は、避難行動要支援者についてでございます。

災害対策基本法の改正によりまして、町が作成することとなりました災害発生時の避難等に特に支援を要する方につきまして、個別の避難支援プランや要配慮者マップ、町はずっとつくるつくると言ってまいりましたけれども、現在の進捗をお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿である避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、本町におきましても、平成28年3月に地域防災計画の改定を行い、当該名簿の作成に着手し、毎年更新を行っているところでございます。

ご質問にございますマップにつきましては、既に作成しており、名簿の更新に合わせて継続して時点修正を行っていく予定でございます。

また、避難行動要支援者名簿に登載している方に対しまして個別の避難支援プランにつきましては、引き続き自主防災会と協議する中で作成に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 名簿はもう既にできていると以前からお聞きをしております。マップもできたということですが、名簿とマップだけがあってもしょうがないんですよね。それをもとに、大事なのは、一人一人、この方はどういう支援が必要で、どういう手立てが必要なのかをきちんと計画としてつくることやと思うんですね。

私、この問題につきましても、この間ずっと質問しております。昨年の9月議会でこのようにご答弁をされております。一部の自主防災会で作成された個別計画というのがあるので、できることから検討していきたいと、こういう答弁してはるんですね。もう既に9カ月たちますけれども、やっぱり同じ答弁なわけですよ。いまだに、結果としてはできていない。

引き続き引き続きとおっしゃいますけれども、具体的に、じゃ、関係機関に対してどんな働きかけをされてきたんでしょうか。一体どういうふうにつくろうと思っておられるのか。ちょっと具体的にご答弁ください。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 避難支援プランにつきましては、地域の実情を知っておられる自主防災会の力をお借りしないと作成するのは困難なものであり、名簿の提供の際にお話をさせていただいているところでございます。

町といたしましては、国が示す様式にこだわることなく、例えば、電話連絡による通報訓練や班単位での避難訓練を繰り返す中で、実際の避難の支援策を検討いただくなど、地域の特性を生かした避難支援のあり方を自主防災会とともに作り出していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 私、大変やと思っているんですよ。大変やと思っているんですけども、もっと具体的に方法論を考えないとできないと思います。

例えば、各自主防災会、区とか自治会の皆さん、民生委員さんや防災士さんというのもおられますよね。こういう関係者の方に本当にご協力をお願いして、例えば、区は初集会とかやるじゃないですか、年度初めに、班長集会とか総会とか。そういうところに、総務課とともに出向いてもいただいて、そこで説明をすると。その上で、時間をとっていただいて具体的に班で話し合ってもらおうと、そういう機会を持つとか、地域によっては、夏、地藏盆とか班の集会とか集まれる場合があるじゃないですか。そういうところにも、私は、出かけていったらいいと思うんですよ。具体的に行動しないとできないんじゃないですか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 議員ご指摘のとおり、自主防災会にお願いする中で、避難支援プランや地域での避難のあり方などについて、引き続き説明等を行っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） あまりかわり映えしない答弁ですけども、私、去年の9月にも言いました。今度質問するときは、できましたと報告してくださいと、期待しています

よと言いましたけれども、同じことを言います。今、あらゆる関係者の協力を得ていただいて、1つの班からでもいいと思います。1つの班で始めてみてはどうですか。

私の班でも、夏に集まりがございまして、もう一度話し合ってみたいと思いますけれども、具体的な対応をぜひともよろしく願いいたします。

次に、避難のあり方についてお聞きをいたします。

この間の自然災害時、避難勧告だとか避難指示が出されても、なかなか避難しない人が多数おられると。それが被害の拡大につながるということになっております。これ、去年の9月にも言いましたが、自分だけはまあ大丈夫やろうという正常化の偏見と呼ばれる心理が働くためだと言われております。

また、情報の種類がいっぱいあって、どの程度の危険性の段階であるのかがわからない、そういう声もあって、逃げ遅れを防ぐために、気象庁は5段階の警戒レベルを明記し、広く提供されることとなりました。

しかし、これを住民の皆さんが知らなければ意味がないわけです。どのように周知・徹底をされるでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 平成30年7月豪雨の教訓をもとに、中央防災会議において検討がなされ、情報を受けた住民の方が、その情報の意味を直感的に理解でき、いち早く主体的な避難につなげられるよう、気象庁や自治体が提供する防災情報について、5段階の警戒レベルを用いることとなりました。

これまでから有事の際に町が発表してきた避難情報についても、今後は、これら警戒レベルを付して発表することとなることから、当該警戒レベルについて、とるべき避難行動の内容も含め、今後、町広報紙、ホームページ等を通じ周知を図ることとしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 周知については、町の広報やホームページ等ということですが、それだけでは当然不十分でございます。

高齢者や障がいのある方など避難に時間がかかる方については、警戒レベル3で避難を開始いたします、今まで避難準備情報と言われていた部分ですが。警戒レベル4では全住民が避難するということになってございます。

しかし、避難と一口で言いましても、住んでいる場所とか周辺の状況、災害の状況に

よって避難場所や方法というのは変わってまいります。それぞれの住民の皆さん一人一人が、自分がどの警戒レベルでどのような行動をとればよいのかを、やっぱり普段から考えておく必要がある、把握をしておく必要があるかと思えます。

そのためには、本当に丁寧な説明や徹底した周知、また訓練等も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 警戒レベルは、この出水期から新しく運用されるものであることから、住民の皆様に対しまして繰り返し周知を行っていくことが重要であると認識しております。

まずは町広報紙、ホームページ等により周知を行い、加えて、避難訓練において警戒レベルを用いるとともに、自主防災会で実施いただいております訓練や勉強会の場を活用させていただき説明を行うなど、ご協力いただく中で、さらなる周知・徹底を図っていきたいと考えております。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） まずは、町広報紙、ホームページ等により周知をとおっしゃいましたけれども、ホームページに載っていますか、宇治田原町。この間、6月7日の大雨で広島県内では4市町に避難勧告が出されました。警戒レベル4でした。全員避難ですよ。こういうことも現に起こっているわけでしょう。早く、1日も早く周知すべきやないですか。伊万里市とか廿日市市、五條市、甲府市などでは、既にホームページに掲載をされております。まずはホームページでとおっしゃるのなら、すぐにでもホームページにアップしてください。お願いしておきます。

次に、災害・避難カードについてお聞きをいたします。

先ほどの質問ともつながるわけですが、災害が起きたときに自分自身がどのような行動をとればよいのか、まずは自分の命を守るために第一次避難をどうするのか、さっきも言いましたけれども、住民の皆さん一人一人がそれぞれにふだんから考えておく必要があることは言うまでもありません。

ただ、豪雨のときと地震のときでは、避難場所も避難方法も変わりますよね。また、自分の住んでいる地域が、例えば土砂災害警戒区域にあるのか、浸水想定区域にあるのかによっても変わります。これも昨年の9月議会で、個人個人がどう行動するか、誰に連絡をすればよいのかなどを事前に記入して、いつも目につくところに張っておく災

害・避難カードというのをつくることを提案いたしました。新しく今年度作成する防災マップに書き込めるように検討するというご答弁でございましたけれども、この避難カードというのは、いつも意識せなあかんのですよね。そういう意味では、例えば、冷蔵庫等に張っておく等が必要になるかというふうに思います。

防災マップというのは、これまでどおりだと、結構分厚くて、なかなか気軽に貼りつけるといふことにはならないんじゃないかと。やはり私はカード式のものが有効ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 住民の方が避難について、各ご家庭などで普段からお考えいただくことは、有事において確実な避難行動をとる上で大変重要なものであると認識しております。

緊急連絡先や有事の際の避難場所等をあらかじめ書き込んでおく災害・避難カードについては、今年度予定しております防災マップの改定に合わせて、大きさや内容、そしてどのような形式にするのか、災害・避難カードとして利用できるように、近隣市町の事例も参考とする中で導入する方向で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 今年ももう既に異常気象の影響というのが出てきております。もう毎年のように、災害は避けられないんじゃないかと、そういうことをおっしゃる方もおられる。私は、もう急ぐ必要があると思うんですね。

避難カードについては、大変重要なものであるという認識をされている。そして、導入する方向で検討をしていきたいというご答弁でございました。

それなら、もう早くつくったらいと思うんですよ。つくって、印刷をして、全戸に配ればいいんです。先ほどの警戒レベルも一緒に周知できるじゃないですか。その上で、今年も秋に町の防災訓練が予定されておりますし、また、各自主防災会の訓練もなされるかと思いますが、そういうところに説明に行って、皆さんにご理解をいただく。それぐらいのペースで、私は、やるべきやというふうに思います。

防災マップの改定に合わせては、できるのは年度末になるのではないのでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 災害・避難カードは重要なものであると理解しているところで

あり、先ほどもご答弁申し上げましたが、今年度改定予定の防災マップの中で対応いたしたく考えております。

議員ご指摘のとおり、住民の皆様にも少しでも早くご提示できるよう、マップ改定に早急に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 何でその防災マップと一緒にというふうにこだわらるのか、私にはちょっと理解ができません。

できるだけ早くということですが、今年の夏やとか台風シーズンには到底間に合わないでしょう。今年もし災害起こったらどうするんですかということですよ。これについては再考を求めたいと思います。

次に、災害対策本部のサブ拠点についてでございます。

災害対策本部となりますこの役場庁舎が被害を受けて使用不能となった場合には、総合文化センターがサブ拠点となります。

昨年9月の一般質問で、発電機がサブ拠点である文化センターに設置されておらず、住民体育館等のものを使用すると、こういうご答弁がございました。その後、議会が実施しております追跡調査によれば、サブ拠点整備事業で蓄電池の整備、発電機の整備等完了したというふうに報告がございました。これ、いつ完了したんですか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 災害時、現役場庁舎が被災した場合のサブ拠点である総合文化センターへの発電機の整備につきましては、平成25年9月議会において補正予算計上させていただき、可決賜りまして、当該年度末に配備させていただいたところでございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 確かに確認いたしました。平成25年9月議会に補正予算にサブ拠点整備事業として蓄電池や発電機の費用が計上されておりました。

私自身も審議をしたはずでございまして、認識不足を反省しているわけですが、町の防災の担当部課長が昨年9月の段階で発電機設置していることを把握していなかったということになりますよね。これは、もう危機管理意識があまりになっていないと言わざるを得ません。ちゃんと整備してはるやないですか。でも担当課が知らなければ、そんなん宝の持ち腐れですよ。

昨年9月議会では、できる限り使用可能なツールを利用することにより、庁舎機能を

移転し、非常時優先業務を実施してまいりたい、こういうふうに答弁してはるんです。ツールを利用しようにも、あることを把握していなければ、使いようもないですよ。業務継続計画もつくられましたけれども、こんなことでほんまに機能するのか、非常に疑問でございます。サブ拠点だけじゃなくて、各避難所だとか公共施設等にどのような使用可能なツールがあるのかをきちんと把握して、点検や訓練も必要じゃないですか。いざというときに使えへんかったら意味ないですよ。

担当部課長は替わられますけれども、いつも安心・安全、安心・安全とおっしゃるんであれば、町の管理職ぐらいは、そのくらいの情報をしっかりと把握しておくべきではないですか。いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 私のほうからご答弁を申し上げます。

昨年の9月定例会における一般質問及びその後の追跡調査に至る一連のご質問に対し、私どもの回答が不十分であったことを、まずもってお詫びを申し上げたいというふうに思っています。

議員ご指摘のとおり、当初の回答段階では、防災担当課が文化センターへの発電機配備を把握できていなかったところであり、町として危機管理の意識が甘かったと心から反省をしているところでございます。

その後におきまして、各課における危機管理の認識を高めるよう横の連携強化を再確認したところでございます。

今後におきましては、各種資機材の点検や訓練に努め、災害時のサブ拠点としての万全の態勢がとれるよう取り組んでまいり所存でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 反省をしていただいて、教訓としていただいて、今後しっかりやっていただきたいというふうに思いますが、もう一つの問題は、私は、議会での答弁をどう考えてはるんかということやと思うんです。

昨年9月の議会答弁の後、完了したのがわかったのは一体いつなんのでしょうか。確かに、議会の追跡調査は半年後回答するよにということになっておりますが、この回答には、いつ整備したとも書かれていない。完了したとだけ記載をされておりました。何でわ

かった時点で委員会等で報告がなかったんでしょうか。認識不足で答弁が違っていただけでしょう。きちんと議会に対して報告すべきではなかったでしょうか。これは、議会との信頼関係を揺るがすような問題であるというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 町議会につきましては、住民の代表者で構成される住民の最高組織であり、その議会における私どもの回答や発言には、当然のことながら責任を負うべき必要があるものと認識しております。

完了・配備できていることにつきましては、昨年9月定例会答弁後の追跡調査表を作成する際に、設置されていることを認識いたしました。ご指摘いただいているように、確認ができた時点で議会に報告するべきであったと反省をいたしております。

今後このようなことがないように努めてまいりたいと存じます。申し訳ございませんでした。

今後とも、ご答弁申し上げましたとおり、管理職員はもちろんのこと、職員間の連携を高め、有事の際には住民の方の対応に應えるべく、災害時のサブ拠点として万全の態勢がとれるよう努めてまいる所存でございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） もうこれ以上言いませんけれども、そこは本当によろしく願いをしたいと思えます。

それでは、最後に、通級指導教室につきましてお伺いをいたします。

保護者が送迎できない場合の対応についてですが、特別に支援が必要な児童について、今現在、田原小学校におきまして通級指導教室を開設していただいております。一人一人の課題に応じた、本当に丁寧な指導をされており、子どもたちの発達にとって非常に大事な取り組みとなっております。

ただ、田原小学校にしかないということで、田原小の児童については、そのまま子どもだけで通級できますが、宇治田原小学校の児童については、保護者の送迎が必要となります。例えば、仕事などで保護者が送迎ができない、こういった場合に、どのようにされるでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 本町の通級指導教室は、平成28年度に田原小学校内に開設し、両小学校の児童が通級しています。それまでは、京田辺市や井手町へ各自が通わなければなりませんでしたが、長年の要望を経て、念願の町内開設となったところです。

ご指摘のとおり、仕事などご事情により送迎が困難な日があることも理解いたしますが、現在は町内に開設できており、原則、通級指導教室の送迎は保護者が行うべきものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 原則、保護者の送迎だと、それはわかります。私が聞いているのは、送迎できない場合の対応を聞いているんです。

確かに、京田辺や井手町など町外に開設されていたときに比べれば、町内にあるので、保護者の負担というのは軽減されているかとは思いますが、それでもやっぱりお仕事されている親御さんは仕事休まなあかんわけですよ。仕事を休んで子どもの送り迎えをしないといけない。それは、変わらへんのですね。

私、田原小学校に開設をされたときも、委員会等で、宇治田原小の児童で保護者が送り迎えできないから通級できない、そういう事例はないのかと再三問うてまいりました。現状ではそういうことはないというご答弁だったんですが、今、宇治田原小学校の1年生の児童が、1学期間、通級指導教室に通っておられまして、非常に効果が上がっているというようなお話も聞いておるんですが、このお母さんが、下のお子さんが生まれはったので、育児休暇がとれて、短時間の育休がとれたので、そのついでに1年生のそのお子さんの送迎ができたんですが、2学期以降は育休も終わってしまうので、ほんまに休めないと、生活かかっていると、こういう訴えでございました。

もし、2学期以降通えないということになれば、こんなん、積み上げが非常に大事なので、1学期間の活動が無駄になってしまうよというふうに先生に言われたというふうにおっしゃっておりました。幸い、本当に丁寧に相談もしてもらって、担当の先生と、時間をやり繰りしてやり繰りして何とかこの方については2学期からも通えるようになったということもお聞きしましたけれども、私、やっぱり今後こういった事例というのは出てくる可能性があると思うんですね。同じ町内に住みながら、田原小の児童は保護者の送迎がなくても通える。宇治田原小は保護者の送迎がないと通えない。この不公平、不平等をどのように考えられますでしょうか。支援が必要な児童については、きちんと通えるようにする。私は、これは教育委員会の責任ではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 通級指導教室は、児童の発達状況や課題に対し個別対応を行っており、児童の成長過程においてとても大切な時間であると認識をしております。毎週のステップが子どもにとって大きな力となりますので、続けていただくことを願います。

保護者の方にとりましては、仕事などのご事情があることは十分理解いたしますが、宇治田原小学校の通級者全体のことを考えますと、指導教室設置等の課題からも対応はできかねます。

保護者との信頼関係を大切にしながら、子どもたちのよりよい教育環境を確保するために引き続き努めてまいりますので、現段階におきましては、保護者送迎でご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 現段階ではというご答弁でございました。

今後、今後のことですよ、やはりこういう場合に対応できるような方策を検討する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 通級指導教室の運営につきましては、通級指導の担当が学校と連携を図り、児童の発達状況に応じて丁寧な指導を行っております。

限られた開設校、すなわち、今、田原小学校だけですが、そういった事業を実施しておりますので、保護者の方にご負担をかけることもあろうかと思いますが、通級教室への送迎の課題だけではなく、通級教室があるということを最大のメリットと捉えまして、今後も引き続き、京都府教育委員会に対しまして宇治田原小学校への開設も要望してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 今西議員。

○3番（今西久美子） 通級指導教室があることが最大のメリットやというふうにご答弁ありましたけれども、そんなん通えなかったら意味がないわけですよ、あっても。そこをどうするのやと私はさっきから聞いているんですけども、ご答弁がございませんでした。

宇治田原小学校にも開設を要望していくということですが、当然、中学校にも必要やと思いますよ。府教委に対して本当に強力に府内小中学校、全ての学校に通級指導教室を開設するとともに、やはり送迎がネックとなって通えないということなどがないように、町教育委員会として何らかの対応を求めまして、私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて今西久美子議員の一般質問を終わります。

続きまして、松本健治議員の一般質問を許します。松本議員。

○8番（松本健治） おはようございます。8番、松本健治でございます。

通告に従いまして、本定例会では大きく2項目に分けて、一問一答方式にて一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

その項目の1つでございます。政治意識、参加の向上についてということであります。

その中の1つの項目でございます。各種選挙投票率の低下傾向について、この内容でございます。

質問として、本年度は4月の統一地方選挙をはじめ、来月には、ちょっとまだ明確ではないですが、参議院選挙と同時選挙に衆議院になるかもしれないということがございますが、そこで心配なのは、各種選挙の投票率の低下であります。

これらの選挙投票率の問題は、特に平成の時代になってから著しくなったように思います。民主主義の根幹をなす公職選挙の空洞化がますます加速していると言わざるを得ません。その状況は、見方によっては危機的な状況であるというふうに思います。

ただ、決して本町だけの特有の問題でなく、全国的な社会的な問題であります。ただ、このまま推移すると、申し上げたとおり、民主主義を揺るがす大きな問題でもあります。このまま看過していったらよいのかと思うレベルになってきています。それぞれ立場は違えども、国民のみんなが一緒に考えていかなければならないものであると思うんです。

本町の投票率の直近の現状は、4月7日に投票された京都府議会議員選挙では何と43.95%、大きく50%を割り込んでまいりました。過去最低のレベルではないかというふうに思います。昭和の時代には70%前後、平成に入り50%台から40%台というふうになりました。令和の時代幕開けの直前に、先ほど申し上げましたように、43.95%というふうになってしまいました。このまま推移すると、他の市町の結果のように、三十数%という可能性が大であります。こうなれば、有権者の3分の1による投票行動により重要な選挙が施行される、各種議会議員や首長などが選出されるということに、先ほど申し上げました民主主義の危うさを感じているところであります。

4月に統一地方選挙が終わり、7月に参議院選挙を控えた今、こういった課題での発言には、立場上難しい問題、内容であると思いますが、あえて議会の場で当局の考え方を質したいというふうに思います。

まず、どのような現状認識をお持ちなのか、ご所見をお聞きしたいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 改めまして、おはようございます。

ただいまの松本議員のご質問、政治意識の向上についての中での投票率の低下傾向についてお答えを申し上げます。

選挙において自らの1票を投じることは、社会の秩序を形成、維持するためにさまざまな制度等を検討、協議、決定する代表者を選出するということでありまして、各種選挙において有権者である住民の方の政治参加の一部であると理解をしておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、投票率の低下は、政治に参加する者が少ないと考えられ、果たしてどこまで政治や行政においてその時々々の民意が反映されるかという部分で指摘されることが懸念されております。

町の舵取り役を担わせていただいている私にとっても、選挙において投じられた一票一票の重さと、また、多くの住民の方々からのご支援に対し、自らの職務へのさらなる使命感を持つものであります。

さて、本町では、投票率は選挙管理委員会により各種選挙ごとに実施されている状況では、他と比較しても若干上回る投票率を維持しているところでございますけれども、社会情勢や有権者のライフスタイルの変化等により投票率が低下傾向にあることは事実でありますことから、今後におきましても、投票率アップに努めてまいらなければならないと考えておるところでございます。

私自身、有権者の方々はどのような場合に選挙において投票行動を起こすのかと考えた場合には、社会でどのようなことが問題となって、その問題を解決するためにはどうすればよいのか、また、候補者はどのような政策や方針を持って、どのような役割を担っていくのかを知っている場合は、主体的かつ積極的に行動を起こされると感じておるところでございます。

投票率がこのまま低下し続けることは必ず防がなければならない喫緊の課題であると認識をしておるところでありまして、若いころから政治への関心、また、まちづくりへの関わりについての意識を持っていただけますよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） ちょっと情報を聞きますと、スウェーデンでは、昨年9月に実施された国政選挙の投票率が87%であったようでございます。同時に実施された地方選挙、これは仕組みの問題もあるかもしれませんが、でも、同じような結果となっております。また、同じ北欧のデンマークにおいても同様に、選挙投票率と国民の幸福度は比例するとまで言われておりまして、政治と生活は密接につながっていると認識されており、必然的に政治への関心度が高くなるようでございます。

もちろん、歴史的な経過や制度上の仕組み等に差異があるようでございますけれども、我が国においても、学ぶところは学び、あるべき姿を模索しないと、何のための政治か、何のための選挙かということになり、選挙自体が全く形骸化していくのではないかと危惧をしております。

ついでには、ごく身近な本町議会議員選挙の投票率の結果を見ると、ほぼ40年前の1980年には何と94.89%となっております。そして、ほぼ20年前の2000年には80.27%となり、そして11年前の2008年には71.83、大幅に投票率の低下が顕著になっております。

ただ、2012年は66.47、及び2016年の直近の選挙では下げ幅が抑えられ、69.38%となりました。住民の皆さんの町政への関心度が、その状況にもよりますけれども、やや高まったかなというふうに、よい意味で変化もあるのではと勝手に評価をしているところでございます。

また、町長選挙では、平成29年が無投票でございました。したがって、その1期前の平成25年、68.54%というふうになっております。

以上のとおり、本町の身近な選挙投票率においては、何とか70%近くとなっております。京都府下では、条件によってこれも評価の分かれるところでございますけれども、まだまだ高いレベルをキープしている町もあるようでございます。こういった投票率維持向上の取り組みがされているのか、その市町の調査研究もすることもありではないかなというふうに思います。

ついでには、今日のこういった状況について、本町としてはどのように認識し、そしてどのような対応策を取らされているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 選挙管理委員会事務局といたしましても、選挙、つまり政治参

加と生活が密接につながっていると有権者の方々に認識していただくことにより、より多くの方々が主体的に投票に行っていただけのもとの解しております。

そのために、啓発活動は重要な部分であると認識をしており、効果的な啓発活動の実施のために、各種選挙の執行後には年齢別の投票状況を把握・分析しているところであり、その分析結果を活用しながらさまざまな活動を実施しております。

具体的には、各種選挙ごとに町広報紙へのトップ記事掲載、公用車への啓発マグネットシールの張りつけ、懸垂幕や看板、広報車等による広報のほか、将来を担う子どもたちの選挙への意識を高めるため、町独自の表彰制度も創設し、児童・生徒を対象とした選挙啓発ポスター及び啓発標語の募集を行い、政治や選挙への関心を高めてもらう取り組みを進めています。

さらに、選挙権が18歳以上に引き下げられたことから、高校生を主としたバス利用者に対して街頭啓発を行いました。また、4月に実施された京都府議会議員一般選挙においては、保育所において模擬選挙として園児が投票、決定されたメニューが給食に登場する給食選挙を実施し、その結果を子育て世代の保護者の方々へお知らせをすることにより、選挙を身近に感じてもらう、直近に執行される選挙に関心を持ってもらえるように啓発活動を新たに実施いたしました。

また、近年、投票しやすく改正されている投票制度や期日前投票所の設置などにより、投票日に予定があっても投票は可能であることを周知し、1回の投票行動が2回、3回と継続することにより、投票による政治参加が有権者の方々にとって慣習化してもらう、そして、投票率低下を防ぐとともに、ひいては投票率が向上するよう努めているところでございます。

今後におきましても、住民の方が政治や議会に関心を持ち、選挙への意識を高めていただけるような開かれた政治・行政を目指すべく、議会の皆様方のお力もお借りしながらも努力してまいり所存でございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） それでは、また後ほど関連で質問させていただきますが、ここは、住民の皆さんの政治への関心度は、そのときの国政では政治情勢によって変わるものでございます。近年のように、政治家や官僚において不信感を持たざるを得ない言動、事象があまりにも多く、残念ながら、またかといったしらせ気味になってしまっているところがあります。

また、私たち地方自治体においても、子どもたちからお年寄りまで住民福祉の向上、安心・安全なまちづくり、まちの未来はどうか、責任ある取り組みがなされているのかなどなど、信頼される、希望の持てる町政運営がされるかによって関心度は変わるものだと思います。町当局も、私たち議会議員は、そのことに応えていく責務があるわけでございます。

国民の政治参加は民主主義の原則でございます。選挙はある意味、その根幹をなすものであります。その選挙に参加しない、すなわち選挙権があるのに行使しないということは、主権者として絶対に避けなければならないと思います。

次の関連項目に質問を移ります。

若い人の政治、町政への参加についてでございます。

ちょうど3年前の2016年6月から18歳選挙権が始まりました。まだ記憶に新しいところであります。2015年に公職選挙法が改正され、投票できる年齢が20歳以上から18歳以上と引き下げられたわけであります。3年前の参議院選挙でした。しかし、分母は増やしたものの、その参議院選挙においては全体の投票率を下回っており、以降の選挙においても同様の傾向が出ております。そして、19歳、20歳から24歳では、さらに厳しい状況でございます。初めて選挙権を得た18歳よりも低下しているという傾向でございます。

18歳選挙権、さらには2022年から始まる18歳成人という以前の問題として、子どもの頃から主権者教育などにより住民の意識を育む必要性を感じております。要するに、制度を変えただけでなく、その他のステップでやるべきことを飛ばしてはならないというふうに思います。私たち大人も地域の一員として子どもたち、若い人と向き合い、地域住民として、生活者として意識し、感じてもらえるようにする。地域の担い手としての自覚が芽生えるようにならないか、そういった環境にならないものかと思っております。

そのように意識が芽生えれば、自ずと選挙の投票率や政治参加へ進むものではないかと思っております。法律的な制約のある部分は別として、1つの自治体として取り組める内容について、議会としても、行政でも対応すべきではないか。例えば、自治体政策への子どもの参加、子ども会議、子ども議会、また、本町の大きな取り組みでもある今の新庁舎への移転、小中一貫教育などについても、子どもたちや若い人の意見を聞く場、こういったことも実施されるように要望したいというふうに思います。

そういった子どもたちや若い人がまちづくりについて参加・参画できる仕組みをつく

ることについて、そういった内容についてご見解をお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（谷口 整） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 議員ご指摘のとおり、2015年に公職選挙法が改正され、投票年齢が18歳以上に引き下げられ、2016年6月から18歳選挙権が始まり、その年の参議院選挙から投票できる人が増えましたが、投票率は前を下回り、特に20歳から24歳の方の投票率が18歳の方よりも低い投票率となりました。

これらの状況から、本町では、投票率向上や主権者教育を踏まえて、若い方に政治・行政や議会に関心を持ってもらうために、小学生の役場や議場の見学の引き受け、また、教育委員会においては、まちづくり団体と連携して、維孝館中学校における地域学習の一環として、宇治田原を元気にする会社をつくろうというテーマによるワークショップ型のグループ学習を行うなど、若い皆さんに本町のまちづくりについて考えていただく取り組みも実施しているところでございます。また、町が設置する各種審議会への若い方や女性の登用にも努めているところでございます。

今後におきましても、若い方々に政治・行政や議会、ひいてはまちづくりに関心を持っていただけるよう取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 若い人に関する審議会では、テーマにより、今もそういうふうに話はございましたけれども、若い人を審議会委員に選任すること、学校に関する運営や施設の改善等については、今でもこれも実施されていることもあると思いますが、児童や生徒の提案や意見を積極的に取り上げる、これも仕組みづくりを図るなど、子どものときから自分たちの声が反映されるという自覚を持てるよう、これも1つの主権者教育にもつながるのではないかと考えます。

そのことが、将来にわたって自分自身の発言と行動に責任を持ち、社会での共生を図る公職選挙においても、傍観者でなく主権者として政治参加、社会参加につながっていくものと確信をいたしております。そういったことについて、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、若い人たち、特に子どもたち、児童・生徒には、選挙や投票率アップのためだけでなく、地域社会や政治をはじめさまざまな社会の課題に対して考え、論じ、決め、社会に参加するという意識を育むことが大変重要であると考えているところでございます。

そういったことから、田原小学校及び宇治田原小学校においては、第3学年の春の校外学習において、自分たちの住んでいるまちに対して関心を持つとともに、愛情を育むことを目的として学習を進めていく一環として、宇治田原町役場等の施設見学を実施されています。役場施設の見学では、役場という1つの建物の中で、宇治田原町のためにさまざまな仕事が行われていることや、議場をも見学させていただき、物事を決定するためにいろいろな議論が行われていることも学んでいただいております。議場の見学においては、議員の方々より直接子どもたちに説明や、子供たちが抱いた疑問に答えていただくなど、政治やまちづくりに関して貴重な体験を提供できたものと考えております。

今後も、議員ご指摘のとおり、学校における地域学習なども含めて、子どもたちに正しい答えを出すことを求めるのではなく、社会に目を向け、自分の経験や関心事などをもとに自分で考え、自分自身の正解を出すといったように、近い未来において政治参加につながるさまざまな機会を提供できるような開かれた取り組みを進めてまいりたいというように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） ぜひ若い人、若者とといいますか、町政参加、さらには政治全般への関心を高めるためには、何らかのかかわりを持つことが必要であり、若い人が自分たちの今、将来の生活の向上、改善につながっていくという仕組みづくりを理解できるように、もっと本町の運営の中で構築できないものか、当局としても、もちろん議会としても考えていかなければならないことだと思います。

本町の恵まれたこの自然環境においても、地理的にも比較的都心に近い、産業においても、茶業を中心とした地場産業、工業団地の存在なども大きな町の魅力でございます。新名神や山手線などの交通網の整備、新市街地の整備、また、近い将来のまちの発展へのポテンシャルは非常に高いというふうに思います。

子どもたちが高校、そして大学卒業後にも本町に住み続ける、またIターンできるように、本町で育っていく過程において地域や町との深い関わりが持てるようになればと思

います。

次に、政治意識について、別の視点からでございます。

それでは、次に、女性の政治、そして町政への参加についてでございます。

私は常々、本町も女性の皆さん方にもっともっと町政に参加をしていただきたいと思いますと思っている1人でございます。

今年3月に国際女性デーを前に、2018年度の女性の国会議員比率についてデータが発表されました。日本の場合、衆議院議員で10.2%、世界の193カ国の中で165位と非常に低位にあります。もちろん、先進国——G20でございますが——では最下位でございました。世界での女性議員比率のレベルは24.3%でございます。日本は、二十数年前の平均11.3%にも今現在達していないという状況でございます。

京都府内の女性の地方議員では、先般の統一地方選挙のデータが京都新聞——今日もお見えかもしれませんが——発表されておりました。今回の選挙で12人が増えて100人を超したと、107人となったようでございます。しかし、定数の合計に占める割合は18.9%と、20%には届かなかったということでございます。

本町議会では、過去に女性議員が4人といった時期が2回ありました。定数が多いときで22.2%、25.0%、4人の比率は率にするとそういうことでございます。現在では12人の定数のところ、女性議員が2人でございます。ご承知のとおりでございます。16.7%でございます。城陽市と木津川市30%、宇治市が28.6%、精華町が27.8%、京田辺市と京丹波町が25%が多いところでございます。

一方、お隣の和束、笠置、与謝野が0でございます。

日本では、議会政治や会社などにおいても、依然として男性社会であると言われておりますが、私は、特に地方議員で女性が子育てや福祉、教育などにおいて、生活者としての感性や、身近な部分が多く、政策的な面においてもネットワークができておりますので、常日頃から多くの住民の皆さんとの接点があるなど、まさにこういう男女共同参画社会として、議会議員としてますます活躍を期待したいものだと思っております。

議会議員のことであり、町当局では答弁のしにくい面もあるかもしれませんが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（谷口 整） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） ご質問にありました地方議員への女性の参加につきましては、国においても、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女

が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とした政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を平成30年に制定されており、この中では、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることなどを目指し、国及び地方公共団体の努力義務として、情報収集や啓発活動等を実施することが定められているところでございます。

また、本町におきましては、法律制定に先んじて平成23年3月に策定いたしました町男女共同参画計画、新しいいきさわかプランにおいて、施策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大を基本目標の1つに掲げ、町が設置する審議会等のほか、町管理職等への女性の登用に関する数値目標を定め、毎年度、町内でご活躍されている女性を中心とした町男女共同参画推進懇談会での議論のもと、これら取り組みの進行管理を行っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、議会における男女の構成につきまして、町当局からご答弁申し上げる立場にはございませんが、男女共同参画の考え方は、その舞台がどこにあらうとも推進すべき施策課題であることに違いはなく、そうした考えを広く周知することにより、女性の町政参画を後押しするものであると考えております。こうしたことから、今後とも、町男女共同参画計画に基づき必要な施策を実施してまいることが町の基本姿勢であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） ついては、本町の近い将来には、子育てや小中一貫教育、道路網、新庁舎の整備などなど、先ほど申しましたように、本町のまちづくりには、本来なら半分ずつであってもいいのではないかなと、男女比率は、思うわけでございます。最低でも4人以上の女性議員に活躍をしていただきたいというふうに考えております。

女性議員4人で33.3%、京都府内で1番の女性議員比率になれば、他にも誇れる先進的な議会にそういう面からもなるのではないかなというふうに思っております。心から願っているところでございます。

ただ、議会の開催要領や運営について、いろいろ考慮すべき課題も多くございます。時代の流れに応じた、また一歩進んだ議会改革、条件整備も課題として残され、その折にはよい方向で改善すべきだと思います。

また、公職選挙については、若い人、高齢者、女性、男性問わず、必ず自立した主権者として必ず投票を、投票権を行使するという意識を持っていただけるよう、期日前投

票や投票日を含めた広報活動にも、先ほど来言われておりますけれども、さらに行政や選挙管理委員会として工夫と配慮を強く要望したいというふうに思います。

私も区長時代には、各種の選挙の際には、選挙に行きましょう、投票しましょうといった投票行為の棄権防止の内容を必ず区民だよりに掲載していました。要するに、いろんな機会、施策を講じ、機運を高めるということがポイントかというふうに思います。その点、ご所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

男女が共同して政治の分野などに参画し、本町のまちづくりのみならず、国や地域社会に対して活躍していただくことは、大変意義深いものがあります。町や選挙管理委員会といたしましても、自立した主権者として選挙権を行使する意識を持っていただけるよう、さまざまな周知・啓発に取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、行政のみならず、府や関係団体等と連携し、お力添えもいただく中で、これまで以上に女性や若い方が政治・行政や議会に関心を持つとともに、まちづくりなどに積極的にご参加いただき、結果として選挙への投票行動アップにつながるよう、機会あるごとに取り組みを進め、機運を高めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 女性の政治参加の向上について、それぞれご答弁をいただきました。

男女共同参画は何事においても重要なことだということ、これらの考え方を広く周知することや、女性や若い人が政治・行政や議会に関心を持つとともに、まちづくりに積極的に参加してもらい、結果として選挙への投票行動アップにつながるよう、機会あるごとに取り組みを進め、機運を高めたいということでもございました。

この種の問題は、昨今の情勢から難しい課題でもございます。ただ、思いのないところに進歩はありませんので、ご家庭、地域、行政、議会も含めて考えていかななくてはならないことを申し上げ、これらの政治意識、参加の向上についてに関する質問を終わりたいと思います。

次の項目のほうに移りたいと思います。

先ほどの今西議員の質問の中でも、随分、防災管理、防災対策についての取り組みの

質問がございました。

私は、その中でも一部ちょっとございましたけれども、近助について、防災活動について、そのことについてご質問したいというふうに思います。

今年も梅雨のシーズンを迎えるわけでございます。さらには、歓迎しない台風、豪雨、地震など、近年ではいつどういった形で発生するのか全く気の抜けない災害列島になっております。

ついでには、わが国には昔から向こう三軒両隣という言葉があるように、近所の人がお互いに助け合うという近助に——これは近くの人が助け合う近助でございますけれども——いろいろ防災活動について質問をしたいというふうに思います。

西谷町長の2期目のマニフェストにも、ここ数年の施政方針にも、まちづくりの視点にも含まれているのかもしれませんが、防災面から近助について、いずれも推進していく立場から明確に示されております。

私もこの考え方には同感でございます。ちょうど2年前の定例会においても、一般質問の1つの項目に挙げさせていただきました。防災対策としてさらに地域防災力を高めるため、各地域の防災活動についても、確かに総合防災訓練も必要で、否定するものではないでございますが、むしろ地域住民と直結した小規模・小集団で近助の精神、近くを助ける近助の精神に基づく諸活動を支援、指導いただきたいと質してきたところであります。

その際の答弁には、自主防災会の主体性も配慮しながら、地域をよく知る向こう三軒両隣という近所の人を助ける——キンジョばかり出てきますけれども——近助の精神を取り入れ、生かしていきたいということでありました。

そして、ちょうど本町議会において一般質問の追跡調査、先ほども出てまいりましたけれども、追跡調査の実施が始まりましたので、1つは半年後の対応と経過、そして、今後のスケジュールの回答をいただきました。各地区の自主防災訓練でも、講話や訓練を通じて近助の精神を根づかせたい、自主防災会と協議する中で実施していくということでありました。既に2年が経過しております。町長がマニフェストに載せ、施政方針でも、その考え方、精神を本町の防災対策、まちづくりに生かすまで強く明確に発信されているところでございます。

その状況については現在どのように取り組み、どのように各地区が取り入れてきたのか。また、本町としては、近くを助ける近助の精神としての成果が見られているのか、そういった面からお伺いしたいというふうに思います。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 本町では、第5次まちづくり総合計画における行政の基本姿勢として、町による公助を前提としつつ、地域での自助、共助、並びに近助によるまちづくりの推進を掲げているところでございます。

防災対策についても、地域の状況を一番よく知っておられる隣近所の方々による助け合い、向こう三軒両隣、近所や各班の方々がお互いに助け合う近助による情報伝達や早目早目の避難といった活動が、減災につながる最も重要なものと考えているところであり、これまでからも各自主防災会と相談する中で、各地区での防災訓練や勉強会の場を活用し、近助の精神を根付かせるべく、講演等を行ってきたところでございます。

日ごろから防災意識の高揚と、警報等の有事の際における早期の自主避難などにおいて協力し合って行動いただいているところでございますが、近助の精神、いわゆる隣近所が助け合いながら暮らしていただくことのさらなる意識付けが必要であると考えております。

先ほども申し上げましたとおり、有事の際には、小規模・小集団での活動が最も重要であることから、近助の精神の重要性、また、それに基づく活動について、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 今、ご答弁頂戴したんですが、なぜこういうことを言うかという、こういうマニフェスト、それから施政方針で掲げておられる割に、そういう実感としてしない。今西議員もおっしゃいましたけれども、こういう形で質問させていただいても、そういう取り組みが実感として伝わってこない。あえて申し上げたのは、そういう意味であります。

次に、我々日本人は世界でもモラルが高い、稀な民族であると言われております。過去の災害時においても、お店から金品の略奪などの悪質な行為もなく、逆に東日本大震災においては、津波で流出した5,700個もの金庫が警察に届けられ、23億円が持ち主に返されたということを聞いております。欧米のメディアは驚きを隠せないといったことでもありました。日本人の資質と礼節、このすばらしさは、避難所でもきちんと並んで配食を受けることなども、どの過去の災害避難所においても行われておりました。日本人が持っている、他国からは比較して稀な特性であるというふうに思います。

については、そういった日本人ならではのことであり、近くを助ける近助の精神のベースは備わっているということもあります。行政としては、災害に備えておくことが大切なことであって、防災訓練などの総合的な大規模訓練と近所での小規模・小集団での訓練の組み合わせを段階的にやはりきちっとやっぱり実施してほしいというふうに思います。各地区との協働で取り組みをできればというふうに思っております。避難訓練などは、手間は非常にかかります。小規模であればあるほど、そういうことが言えるというふうに思います。しかし、一方、より具体的になり、参加者も確実、着実に増えてまいります。一人一人の顔が見える活動になればと思います。

また、各地区の自主防災会役員のそれらの皆さん方の防災教育とともに、地区の特性を加味した内容であることが重要なポイントであります。近くを助ける精神、近助の精神による具体的な防災対策・活動について、ご所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、近助の精神による活動が有事の際の被害を最小限にとどめ、減災につながる重要なものと考えております。

松本議員におかれましても、区長時代には、参加者の顔が見える班単位での避難誘導訓練や防災講話等を率先して実施いただき、大きな成果を残してこられました。

本町におきましても、これらを教訓に、今後とも参加者の顔が見える小規模・小集団、各地区での防災訓練や勉強会などについて、各自主防災会などと相談させていただきながら、近助の精神を根付かせ、継続できるように取り組みを引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 松本議員。

○8番（松本健治） 最後になりますが、イメージとしては、高尾地区で例えばああいう防災訓練する、こういう姿がやっぱり一つのイメージだろうと思います。本当に顔がよくわかり、そのお家の状態が全部わかる。そういう状態をやっぱり各地域でもできるところは構築したほうがいい。それが提案でございます。

ご承知のとおり、阪神大震災の際も、住民の生命に関わる問題は役所、消防、警察、自衛隊など公的機関が救援活動にも対応できたかという、決してそういうことではございません。ここ数年の災害事例を見ましても、地域の消防団や地域住民であったりして、最も実質的な機能が発揮されたのが、向こう三軒両隣と昔からの言葉が引用されているよ

うに、隣近所で助け合うといった近助によるものではないかと思えます。

そこで、本町では、11年前に初めて湯屋谷地区で自主防災会が設立をされまして、以降数年の間にほぼ、こういう自主防災会が設立されたわけでございます。行政では、現実的には限界があるということでもあります。それ以降、各地区で組織された自主防災会の役割でございますけれども、ポイントはそこにあるんじゃないかなというふうに思っております。近助は、もっと細かく、日頃からお付き合いがあつてこそ機能するわけでありまして。今日も大西区長さん、いらっしゃいますんですかね。区長会長さんをはじめとして、多くの区長さんがお越しにいたしておりました。新しい区長さんも多いところでございます。役場からの仕事が多くて困っておられることだというふうに思えます。さらに、起こってはならないものの、常に危険と背中合わせなのが災害への備えであります。行政とも連携をとりながら、実践に即した近助の取り組みについて調査・研究をさらにさらに実践を実施していただきたいというふうに思えます。

真に、西谷町長の施政方針の中でも強調されています、近くを助ける近助が実践されますようご期待を申し上げ、私の一般質問とさせていただきます。

私も協力をさせていただきたいというふうに思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて松本健治議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、田中修議員の一般質問を許します。田中議員。

○5番（田中 修） 皆さん、こんにちは。

本当に久しぶりの一般質問で、登壇でございますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。手短かにいきたいと思えます。

まず、情報伝達システムの整備についてを質問したいと思います。

宇治田原町の情報伝達システム整備基本構想に基づいて緊急情報を役場、田原小学校、宇治田原小学校、維孝館中学校、総合文化センター、保育園、住民体育館にIP告知システムを整備され、長距離スピーカーも全域に聞こえるように整備を進めていただいております。緊急時の情報伝達が今までよりはスムーズに行われるものと思えます。

しかしながら、心配なのは台風や大雨等で閉め切った家屋の中では、風雨により音がかき消され、大音量のスピーカーからの音が聞こえないことが起こります。耳をすまして聞こうとしても耳の不自由な高齢者には難しいことになります。

あらゆる状況の中で確実に情報伝達ができる方法として、屋内にいても聞くことができるIP告知システムを活用した端末機器を利用した方法、そのほかポケベルの電波を活用した280メガヘルツのデジタル同報無線システムのように家の中の茶の間の中で個別受信機を設置し緊急情報を伝える方法など、そのほかいろんな方法があると思います。全住民に緊急情報を屋外にいる人、また屋内にいる人にかかわらず情報が伝わる方法をぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

本町の情報伝達システムにつきましては、役場、小中学校、保育所、住民体育館、総合文化センターでのIP告知システムによる館内放送に引き続き、昨年度から防災用長距離スピーカーの整備を順次進めているところであり、これまで運用する中で、議員ご指摘のとおり、場所によっては、家屋の中では聞こえにくいといったご意見も承っているところでございます。

町といたしましては、防災用長距離スピーカーで緊急情報を放送することで、広く情報周知を図ることをまずは狙いといたしており、町からの情報をスピーカーのチャイム音や音声を1つのきっかけとしまして、住民の方も自ら、例えばテレビを見るなどの情報を取得するための行動をとっていただくとともに、区自治会、自主防災会におかれましては、連絡網等によりきめ細かな情報伝達を行っていただき、速やかな避難等の防災対策につなげていただきたいと考えております。

ご質問の戸別受信機を設置し、全ての住民の方に情報が伝わる方法につきましても、緊急情報をスマートフォンのアプリにより取得することも可能なシステムとなっていることから、戸別受信を希望される方に対しましては、皆様がお持ちのスマートフォンを活用しての対応を現時点では考えており、町ホームページ等を通じ、今後周知することといたしておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 田中議員。

○5番（田中 修） 緊急時の情報伝達につきましては、長距離スピーカーが聞こえない、

何を言っているのかわからない、そのようなときは、住民自らがテレビ等で情報を取ってくださいと、区自治会、自主防災会できめ細かい連絡網で情報伝達を行ってくださいとの答弁でございますが、こんなことは当たり前でございます。

私も郷之口自主防で緊急時の通信訓練を毎年定期的に行っておりますが、区民全体への連絡にはなかなか速やかに連絡が通じないのが実情でございます。住民自ら情報収集に取り組みたくてもなかなか難しいと思います。だからこそ、もう一步進んだ情報伝達の方法を考えていくべきとの質問でございます。

現時点ではスマートフォンを活用した伝達システムを考えているとのことですので、これも情報伝達システムとしては本当によい方法だと思います。できることから行っていく、これについて速やかに住民に周知をして導入していただくようお願いいたします。

最終目標は、若年世帯から高齢者だけの世帯に至るまで全住民に緊急情報をいかに早く確実に伝達するかになりますので、今後も十分研究をしていただいて、よりよい方策を目指して努力をしていただきますようお願いいたします。次の質問に移ります。

次は、防犯対策についてでございます。

特殊詐欺被害から住民を守ろうという、そういう対策でございます。

昨年、京都府下において、オレオレ詐欺や事前に家庭の固定電話に電話をかけ、言葉巧みに信用させて、家族構成や資産状況を聞き出した上で、振り込め詐欺や強盗などをしかけるアポ電詐欺など、特殊詐欺による被害が257件、被害額が5億7,600万円にも上っております。特に高齢者などが被害に遭わないように対策をしなければなりません。

特殊詐欺は、犯人からまず固定電話に電話がかかります。電話に出ると警察官、役所の職員、銀行員などになりすまして言葉巧みに話の中に引き込まれていくようになります。

先月5月23日の地方新聞洛タイ新報に「老夫婦だまし200万円盗む 宇治署、兵庫の24歳男を逮捕」という見出しで掲載をされておりました。内容は、犯人が数名の仲間と共謀し、警察官になりすました仲間の1人が、宇治市の夫婦Aさん宅に電話をかけて「Aさん夫婦の口座が犯罪に利用されているので財務局職員の手続きが必要」などとうそを言い、その後、別の仲間がAさん宅を訪れキャッシュカード5枚と暗証番号をだまし取り、現金200万円を引き出したとの記事でございました。

このような詐欺の被災に遭わないため、犯人が嫌がる電話の録音を行い「通話内容を録音します」というメッセージが流れ、その通話を全て録音する等の防犯機能のついた電

話機にすることによって特殊詐欺被害を防ぐことができます。

今、田辺警察署官内では、防犯機能付電話機への変更や、現在使用している電話機に取りつけることのできる通話レコーダーの取り付けを推奨されております。防犯機能付電話の価格も聞いてみますと、1台1万円前後で設置できるようで、今年の6月1日からこの10月31日までの間、綴喜防犯協会や京都府電気商業組合の協力によりまして、1台につき2,000円の補助を行うと聞いております。

このような防犯機能付きの電話の普及について、本町としても取り組んでいかなければならないと思いますが、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、田中議員の特殊詐欺被害についてご答弁を申し上げます。

特殊詐欺は後を絶たず、家族を騙るなどして、現金や資産状況等を聞き出した上で詐欺行為を行う「アポ電詐欺」はもとより、最近では、平成から令和への改元のタイミングにおいて、キャッシュカードをだまし取る「令和詐欺」が発生するなど、その手口も多種多様で、多くの高齢者が被害に遭われるなど、深刻な状況であると感じておるところでございます。

本町におきましても、先日、町更正保護協会総会において、京都府田辺警察署生活安全課長による「特殊詐欺について」の講演をいただいたところであり、このような取り組みを通じて、幸いにも本町では、現在のところ実被害は発生していない状況であります。

このよう中、議員ご提案のとおり、警告メッセージが流れ、通話内容を録音する防犯機能付電話機を導入いただくことも、特殊詐欺の被害に遭わないための有効な手立てでありまして、今年度において、期間、台数限定で綴喜防犯協会と京都府電機商業組合が連携し、購入代金の一部へ補助が行われるとのことでございます。

既に6月号町広報紙において防犯機能付電話機についての記事を掲載したところであり、今後は、当該補助事業はもとより特殊詐欺に遭わないための心構えなど、町広報紙等により周知、啓発を行い、京都府田辺警察署や防犯関係団体と連携する中で、住民の皆様が被害に遭われないようにさらなる注意喚起に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 田中議員。

○5番（田中 修） 高齢者が狙われやすい特殊詐欺被害から住民を守っていくには、や

はり新しい防犯機能の備わった電話機の導入が一番大事であると思います。

綴喜防犯協会や京都府電気商業組合からの補助は、今年の10月31日までとなっております。その中で本町としては住民の皆様が特殊詐欺に遭わないように、町の広報紙等で周知、啓発を行い、警察署や防犯関係団体と連携し、さらなる注意喚起に努めていくとの答弁でございますけれども、特に狙われやすい高齢者の被害を未然に防ぐためには、ぜひ町独自の補助金をつけてでも防犯対策機能の付いた電話機の普及に努めていただきますように望みましてこの質問は終わります。

次の質問に入ります。

不法投棄、ごみのポイ捨て問題についてでございます。

まず、看板の設置でございます。

不法投棄やごみのポイ捨てにつきましては、これまで一般質問の中で何度となく取り上げられておりますが、イタチごっこのようになかなか解決しないのが実情のようであります。しかしながら、何とかしないと宇治田原町がごみ捨て場になります。

私、最近、ほぼ毎日、国道307号を郷之口から銘城台を超えて池ノ首まで行き、南バイパスを東進し、南地域から郷之口へ帰るコースを健康のために歩いております。この間で古タイヤや自動車の部品、洗濯機、多量のごみの不法投棄を発見しておりますが、回収できるものは引き上げましたが、まだ多くは回収できておりません。今後回収をしていく必要があると思います。

拾うことのできるポイ捨てごみは毎日拾っておりますが、一番多いのはたばこのポイ捨てで、火のついたままのものも捨てられております。そのほかコンビニ弁当の容器、飲料のペットボトルや紙パック、空き缶、コーヒーカップ、食品の包装袋、レジ袋、使ったティッシュ、衣類等が毎日捨てられています。中には紙おむつをそのまま捨ててあることもありました。モラルの低いものには本当に情けなくなります。

府道宇治木屋線の宵町橋から水道庁舎付近、そして犬打峠にも大変な量のポイ捨てや不法投棄がされております。そのほか隣接する宇治市や城陽市、大津市の境界付近でも多く見られます。国道307号線沿いや田原川沿いなどは町内の清掃ボランティアの方々、また個人でも清掃活動をいただいているの方々のおかげで本当にきれいにしていただいております、感謝をいたしております。

昨年の3月14日には、「不法投棄やっつけ隊」として京都府、町、町内ボランティアの方々によって田原川の清掃活動をしていただきました。私も参加をさせていただきました。

した。その後看板も設置されまして、しばらくの間効果があったかもしれませんが、いまだにポイ捨てされているのが現状です。

今、町内の状況を見ますと、ポイ捨て禁止等の看板が少ないように思います。現在ある看板も汚れたり、老朽化しておりますので、リニューアルしていくべきではないかと思えます。また、犬のふんの後始末をされない方もありますので、これの看板ももう少し多く設置する必要があると思います。また、車からや歩きながらのポイ捨てを防ぐためにも、もっと視覚的に訴えるような看板の設置を望みますが、いかがなものかお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 議員におかれましては、国道等における不法投棄の発見と回収にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、環境美化ボランティアをはじめとする個人やグループの皆様方にも、ごみのないきれいな宇治田原町の実現のために、日々ご尽力いただいておりますことに、あわせてお礼申し上げます次第でございます。

ご指摘のとおり、町内各地でごみのポイ捨てや不法投棄が発生しており、京都府やボランティア団体など、多くの方々のご協力でごみの撤去や看板の設置を行いました。が、せっかくごみを撤去しても再び投棄されるというイタチごっこが続いており、その対策に苦慮しているところでございます。

これまで、不法投棄の発生場所に看板を設置してまいりましたが、まちの景観とのバランスも考慮しつつ、効果的な設置や既存の看板のリニューアル、ご提案のありました、より視覚に訴えるデザインにつきましても、他所での設置事例などを調査し、設置することによって効果が期待できる新たな看板の設置を行ってまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 田中議員。

○5番（田中 修） 看板につきましては、視覚に訴えるものを調査し、設置していく方向で進めていただければと思います。数も少ないのでその点についても考慮してもらえればと思います。

それでは、次に、監視カメラの設置についてお聞きをいたします。

不法投棄の防止のため監視カメラが平成16年ごろに設置されていたようでございますが、現在はどのようになっておるのでしょうか。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 平成15年度に初めて監視カメラを導入し、翌年度には不法投棄の現場を押さえることで行為者の特定につながった事案もございましたが、屋外及び定点での監視カメラの運用では盗難や故障、抑止効果の減少が見られましたので、現在は平成27年度に導入した新たなカメラ1台を当課で保有し、機動的に活用しております。

事案にあわせた監視カメラの設置により、不法投棄現場での行為者の撮影に成功した事例や、道路管理において効果を発揮した事例もありますことから、今後とも悪質な不法投棄が頻発するような場所で有効に活用してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 田中議員。

○5番（田中 修） 監視カメラが設置されていることで不法投棄やごみのポイ捨てに対し抑止効果になります。今現在、監視カメラは設置していないようでございますが、監視カメラの場所を変更しながら設置をしていき、あわせて「監視カメラ設置重点地区」などの看板を多く掲示して不法投棄やごみのポイ捨てを未然に防止するように望みまして次の質問に移ります。

近隣自治体と協力体制を構築してもらって、モラルの向上をということでございます。

不法投棄やポイ捨ては、本町住民だけでなく本町を通過する近隣市町村の住民はもとより本町を通過する心ない人たちにより行われております。

この問題は、全国どこの市町村も同じ悩みで大変苦慮していると思います。人々のモラル向上のため、近隣自治体に働きかけ、それぞれの市町村の広報等で不法投棄やごみのポイ捨ては犯罪であり、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処せられますよということを住民に知らせ、不法投棄をやらないようにモラル向上を目指して、協力体制を構築する必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、ごみのポイ捨てや不法投棄は本町だけの課題ではなく、多くの自治体が苦慮している課題であります。

不法投棄には重い罰則が科されるものの、発生を防止するためには人々のモラルに訴えかける啓発が重要であると考えますので、本町のみならず広域圏でのモラル向上への取り組みにつきましては、近隣市町や関係団体等に提案してまいりたいと思います。

そして、引き続き京都府やボランティア団体等、各方面の方々と連携を図りながら、

啓発活動、看板の設置、「不法投棄やっつけ隊」等の清掃活動などさまざまな手段を通じて、宇治田原町が美しいまちとなるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 田中議員。

○5番（田中 修） 不法投棄やごみのポイ捨て禁止のモラル向上は、自治体間同士での共同した啓発活動を行う必要があると思います。宇治田原町が先駆けて近隣自治体に発信していき、全国規模に発展させる引き金となっていくことを望みます。

これからの季節は、道路脇の雑草が茂ってまいりますので、雑草を刈り取るなどごみを捨てにくい環境をつくっていくことも大変大事なことだと思います。宇治田原町へ来たらごみのない本当にきれいな清潔なまちだと思ってもらえるような、そのようなまちになるように、みんなで活動していかなければならないと思います。

現在は、どこのまちへ出かけていっても幹線道路の道端にはポイ捨てごみが散乱しております。このようなことがなくなるように、人々のモラル向上を願ひまして、この質問を終わります。

以上で今回の私の質問を終わります。

○議長（谷口 整） これで田中修議員の一般質問を終わります。

続きまして、谷口重和議員の一般質問を許します。谷口議員。

○9番（谷口重和） それでは、9番谷口が一問一答方式で一般質問を行います。

初めに、ため池の余水吐けの改良について。

ため池については、今日までいろいろと質問をしてきましたが、中でも余水吐けについて既存の施設を幅、深さ、数十センチ掘り下げ、平常時は水量を少なくし、必要時はさし板等により水量を十分確保するという工法も幾度か提案をしてまいりました。

平常時水位を下げることによりため池の長寿命化、安全対策、すなわち減災対策にもなり、ひいてはため池管理者の負担軽減にも大いに役立つと確信いたします。

本町にある59池のうち、ため池管理者と協議の上1カ所テスト的に施工をしていただき、住民安心のため、特に水害抑止を前提としてはと考えます。当局の考えをお聞かせください。

○議長（谷口 整） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ため池は農業用水として利用されており、水田はもとより

本町特産の夏秋きゅうり等栽培の水源として必須の施設であります。そのため池に設置されている余水吐けは、池の最高水位を調整するもので大変重要な役目を果たしています。

そのような中、ため池の安全確保につきましては、防災上の観点から、ため池の管理者が池の水位を下げるなどの日常管理が非常に大切であります。

ご提案いただいておりますため池の余水吐けの掘り下げにつきましては、平常時の水位の調整による安全対策ができることや、ため池管理者の管理負担の軽減が図れるものと考えます。

つきましては、ため池の余水吐けの掘り下げについて、テストケースも含め、ため池管理者に対しまして土地改良事業補助金等を活用いただく中で実施していただけるよう協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 谷口議員。

○9番（谷口重和） 余水吐け改修工事は、実施方向で協議をしていただきまして、ため池の余水吐け質問は、これで最後になることをお願いしておきます。

次に、東京オリンピック・パラリンピックに向けて。

オリンピックは2020年7月24日から8月9日まで、パラリンピックは8月25日から9月6日まで、あわせて約1カ月間、世界の祭典が東京で行われようとしております。

世界人類が集うこの祭典に本町は英語圏の取り次ぎも必要ですが、それはさておき、まがりなりにも地元特産品の世界への販売促進、また、そのアピールを行わなければなりませんし、最適なチャンス到来でもあります。そのためには、出品者も経費負担はあってもよいと思います。オリンピックに備え、ハートの町、宇治田原町の特産品の商品開発を企業、事業者なりにあっせんすべきと思いますがいかがなものか、その準備をするか否かを担当課にお聞きをいたします。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

戦後復興を成し遂げた1964年に開催された東京オリンピック以来、約半世紀ぶりに我が国、東京の地で第32回東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

我が国が戦後築き上げてきた平和国家を世界に発信するため、「平和に貢献する 世界を結ぶオリンピック・パラリンピック」をコンセプトに熱戦が繰り広げられるとともに、全世界から多数の来訪者が見込まれております。

また、町長が今定例会開会の挨拶でも申し上げましたように、来年5月26日、27日には本町を含めた京都府下を聖火リレーが走ることとなり、本町の魅力を全世界に発信する絶好の機会であると捉まえております。

ご承知のとおり、今日の経済はグローバル化しているとともに、情報技術の革新から、個人、法人を問わず端末を通じて世界の市場へとつながっております。現在、本町では、町内で事業を営む中小企業者や小規模企業者が行う新製品、新商品、新サービス等の開発に支援を行うとともに、世界のバイヤーも集う商談会や展示会へ出展を行う販路開拓等、企業の成長に関する事業に対し積極的な支援を進めております。

特に販路開拓等の取り組みは、世界により近い首都圏での会場で開催され、本町企業の高い技術力を生かした工業製品、特産品や製品が都内店舗を中心に取引されとともに、小規模ながらアメリカなど海外への販売も行われるなど実績を残されております。

ご指摘のとおり2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた商品開発、販路開拓はもちろんのこと、2025年には大阪万博も開催をされることから、地域振興の一翼を担う商工会はもとより、京都府や京都経済センター、ジェトロなどとも連携しながら、町内事業者にさらに取り組んでいただけるよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 谷口議員。

○9番（谷口重和） オリンピックの後に大阪万博も控えておりますが、まずはこのビッグイベントでの宇治田原町の売り込みをよろしくお願いいたします。

次に、公共施設のあり方について。

この案件は、過去3回、特に不動産借地について質問、最後には2018年3月の一般質問であったと思います。細部の内容はさりとて繰り返すべくもなく、現在までに支払った借地料は膨大な額であり現在に至っております。発言してから3年、場所ごとに異なりますが、借地のままか、買収か、それとも返却か、代替地の模索も提唱しておきました。どうなっているのか進捗は見えてきません。

今回は、借地もしかりであります。跡地についてであります。

跡地問題は、幾度となく一般質問、委員会等で各議員が取り上げてきましたが、役場跡地を例に挙げますと、今日までは、地域や皆様の意見を聞いて検討を重ねる等の答弁であったと思います。

新庁舎が来春完成する今、跡地の利活用が決まっていないとは解せない思いであります。財政面からもそんな余裕はあるはずもない。他のこれから空いてくる跡地も同じで活用すべきは活用し、処分すべきは処分する、細かいことは聞きません。今年度中に回答をいただきたい。町長にお聞きをいたします。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

公共施設のあり方につきましては、以前からご質問いただいておりますが、議員ご指摘のとおり、新庁舎建設後の現庁舎跡地を含めた公共施設の利活用については、町有財産の売却による歳入の確保や施設の集約化による効率的な行政運営の観点からも大変重要であると認識をしておるところでございます。

特に現庁舎の跡地利用につきましては、議会ともご相談をさせていただき中で、できるだけ早い時期に利活用方策の方向性をお示しできるように努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 谷口議員。

○9番（谷口重和） この問題は、何度聞いてもいつもと変わらぬ同じ答弁と思います。1年以内に再度深く質問することにいたしまして、今回はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、新庁舎完成に向けて。

宇治田原町住民のみならず、本町出身者、また近隣住民の皆様も期待をし、待ちかねている新庁舎が来春には完成をいたします。新庁舎は最新設備を備え、町政をつかさどるにも最適であり、また、防災の要となり、町のシンボルでもあります。

このすばらしい新庁舎完成を起爆剤として、住民の気持ちをも盛り上げるべく新庁舎完成イベントを大々的に試みてはと思います。当局はどのような考えでおられますか、お聞きをいたします。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

新庁舎建設事業につきましては、都市計画道路宇治田原山手線の整備及び人口減少対策、移住・定住対策の推進と並ぶ町政の最重要三本柱に位置付け、積極的に取り組んでいくところでございます。

新庁舎は、災害に強く、よりよい住民サービスと効率的な行政運営を可能とする新しいまちづくりの拠点として、また、防災拠点としての機能を有する新庁舎として、さらには、山手線の整備と連携し新都市創造ゾーンにおける都市機能を強力に牽引する極めて重要な旗印として、令和2年度の供用開始を目指して、いよいよ本格的な建設工事が目に見えてまいります。

完成の暁には、まずは住民や近隣周辺の市町の方々などに新築、移転したことを周知していくとともにこの新庁舎を起爆剤として、第5次まちづくり総合計画に掲げる「ひとつがつながる未来につながるお茶のふるさと宇治田原」の実現を目指して、機運を高めていかなければならないと考えているところでございます。

具体的な方法としては、オープニングセレモニーとなる開庁式、記念式典、内覧会、そして、議員がおっしゃる大々的なイベントなどがいろいろとPRする方法があると思っております。

新庁舎の完成を令和の新時代における本町発展の大きな契機とするべく、住民の皆様はもちろん、本町にゆかりのある方、新庁舎建設に温かいご協力とご支援をいただいた関係者の皆様方にもご参加をいただき、ともに喜びをわかち合う、新しい宇治田原のスタートにふさわしい完成式典を実施できるよう検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 谷口議員。

○9番（谷口重和） そのとおりであります。新しい宇治田原町のスタートにふさわしいイベントになるよう多くの知恵を結集して臨んでいただくようお願いをいたしまして私の一般質問を終わります。ご清聴どうもありがとうございました。

○議長（谷口 整） これで谷口重和議員の一般質問を終わります。

続きまして、浅田晃弘議員の一般質問を許します。浅田議員。

○10番（浅田晃弘） 皆さん、改めましてこんにちは。

それでは、通告に従いまして、10番、浅田晃弘が一問一答により一般質問を行います。

今回の一般質問では、まず初めに、子育てと学びを応援するまちの観点から保育所所外保育の安全確保と小学生の通学時の安全について質問を行います。

朝から質問された議員がおっしゃったように、令和元年5月8日、大津市の県道交差

点において、前方注意義務違反の右折車に直進車両が衝突し、信号待ちをしていた園外保育中の保育園児の列に直進車両が突っ込み、園児2名が亡くなり、14人がけがを負うという事故が発生しました。

この事故で亡くなられた2名の園児に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、けがをされました園児、保育士に対しまして、お見舞いを申し上げます。

私は8年間保育園で勤務していた経験があり、このような痛ましい事故が発生したことが信じられません。また、1週間後の15日には千葉県市原市の公園の砂場で遊んでいた近くの保育園児らに向かい、車がフェンスを突き破り、突っ込むという事故が発生しましたが、車から園児をかばった女性保育士は、足首を骨折した事故が発生しました。

このように所外保育、所外活動での事故に保育児や保育士が巻き込まれないようにするための配慮点などの検討は行っておられるのかお聞かせいただけます。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

大津市で発生いたしました痛ましい事故につきましては、まずもってお亡くなりになりました2名の園児のご冥福を心からお祈りするとともに、けがを負われた園児、保育士の方々の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

町長の挨拶にもありましたが、町といたしましては、部長会を開き安全対策について再確認を行う中、町道交差点等の調査を実施したところであります。

保育所での所外活動における安全対策につきましては、所外を歩行する際の保育士の配置場所や交差点での信号待ちの際の待機方法など保育士の動きについて、歩く際は2人1組で手をつなぐ、保育士が笛で合図した場合は速やかにその場に立ち止まるなどの児童への指導内容、歩行ルートはガードレールが設置されている道路など、できるだけ安全なルートを歩行し、保育士が必ず下見を行い、危険箇所の有無やAED設置場所を確認するなど所外保育の歩行ルートの安全確認、歩行が未熟な乳児クラスの配慮点など、幅広い視点で、改めて詳細に確認、点検を行ったところであります。

今後におきましても、保育所全職員での安全管理意識の徹底はもとより、歩道、交差点等の安全性の向上など、安心・安全な保育環境の確保を図るため、関係部署がしっかりと連携してまいる所存でございます。

また、散歩などの所外での保育は、子どもたちが四季折々の自然の変化に触れ、地域の方々とのかかわりの中で多くの刺激を受けることができる大切な保育活動の一つであり、

人や自転車、自動車が通行する道路を実際に歩くことは、就学に向けて交通ルールや所外での危険性を学び、自らを守るすべを身につけていく大切な機会でもあります。

このような大切な学びの機会を安心・安全なものとするため、住民の皆様には、子どもたちが集団で歩いております姿を見かけられましたら、お声をおかけいただくなど温かい目で見守っていただき、車両の運転中でありましたら徐行して安全にご配慮いただくなど、まちの宝、まちの未来である子どもたちの健やかな成長をともに守る環境づくりにご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○10番（浅田晃弘） まちの宝、未来を担う子どもたちの安全に対して、全ての役場組織で取り組みを行ってもらっていること、また、所外保育を行う上で、細部に渡って乳幼児の安全を確保するための配慮点を再確認、点検を行っておられることがわかり、一安心しました。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、5月28日に川崎市で起こった登校時の児童等に対して包丁を振り回した痛ましい事件では、19人の方が死傷されました。亡くなられた方に対しまして、ご冥福をお祈りするとともに、傷を負われた皆様にお見舞いを申し上げるところでございます。

この事件は、防ぎようのない事件ではあるものの、児童の登校を見守るたくさんの大人の目があれば、少しは防げたのではないかと思います。

報道によりますと、全国で見守り隊に属して活動されておられます方は1万3,000人とのこと。幸いなことに、本町においては、本当にありがたいことに多くの見守り隊の皆さんが児童の登校を見守ってくださっています。

その見守り隊の皆さんが有事の際に、「子どもを守れなかったらどうしよう」、「自分の身が危うくなったらどうしよう」、「責任が持てない」など不安に思っておられる方が多いのではないのでしょうか。

このような不安や動揺を払拭しなければ見守り隊を辞められる方も出てくるのではないかと、このような事態になれば、登校時の児童の安全が脅かされることにつながるのではないかと危惧しております。

本町には、幸いにも以前から子ども110番の家があります。その方々とも連携の上、登下校時等の子どもたちの安心・安全を図るなど、地域の犯罪抑止力を高める中で、見守り隊の皆さんが有事の際にはどのような行動をとればいいのか、どう対処すればいいのか

など、研修や話し合い等を関係機関の協力等を得て、早急に実施する手立てを考えておられるのかを問います。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 本町では、現在138名の方が子どもたちの登下校時の見守り安全パトロール隊としてご登録をいただいております。

発足当初から、個人の事情の許す範囲で無理なくできる形で続けていただけたらと思います、お願いをしてまいりました。

日々、子どもたちに声をかけ、寄り添い、歩かれる姿を拝見し、信頼関係や地域のつながりを大切に努めていただいた取り組みに心より感謝を申し上げます。

このような中で、川崎市の事件を受け、有事の際を考えると見守りをしていただいている方も不安になられると思います。教育委員会では、事件後、対応策を検討し、去る6月7日、見守り隊、交通安全指導員や巡視員の方々にお声かけをし、京都府田辺警察署生活安全課の方を招き、お話を伺い、意見交流を行いました。日ごろ感じておられることから有事の際のさまざまな対応まで、熱心に話されていまして。

議員ご指摘のとおり、たくさんの目があれば危険を遠ざけることもできると考えられます。間もなく夏休みを迎え、子どもたちが地域で過ごすことも多くなります。危険なことを回避するためにも保護者、地域の方向けの講演会の開催や学校におきましては、子どもの発達段階に応じた危険予測、回避能力を身に付けさせるための防犯教育を推進し、安心・安全な環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

さらに、本町には平成9年度からご登録をいただいている子ども110番の家も多数ございます。再度チェックする中で子どもたちに対して、何かあれば子ども110番の家へ助けを求めることの周知も考えておりますので、見守り隊、地域の皆様には、引き続きご理解ご協力をお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○10番（浅田晃弘） 早速やっていただき、ありがとうございます。

地域の皆様のお力が、ご協力が、子どもたちを守る上で特に必要になると思います。また、子どもたちには有事の際には大きな声を出す、重たいかばん、リュックを放り投げ、逃げ出すなど命を守るための最善の方法が取れるように日ごろから身を守るための学習や練習をしておくことが大事であると思います。今後も子どもたちの安全を守るための方策をさらに進めていただきたいと思います。

乳幼児、児童などの弱者が犠牲となる事件が、毎日と言ってもいいほど報道されています。幸いなことに本町においては、大きな事件もなく過ごさせてもらっていますが、転ばぬ先の杖、備えあれば憂いなしということわざもありますが、先日、「自転車通学中の生徒が頭を低くしたり、車道にはみ出ている姿を見た。事故につながるかもしれない。道端の木の枝が邪魔になっているようだ」との情報が住民の方からあったそうです。すぐにその情報に基づき、危険と判断した職員が枝を払っていると、一人の生徒が「おはようございます。ありがとうございます」と声をかけてくれたそうです。

急なことであり、雨が降る中の作業で、気がめいってしまいそうだったようですが、その一言で気分が晴れ、嬉しい気持ちになったと聞きました。

この話を聞き、私は、住民や生徒の危険を察知し、すぐに動いた職員に対して賛辞を贈るとともに、この行いに対して感謝の気持ちを伝えた中学生の言動に胸が熱くなりました。感動いたしました。このようなすばらしい子どもたちが育つまち、宇治田原町の生徒、児童、乳幼児を守るために、さらなる取り組みをお願いしてこの質問を終わります。

次に、宇治田原町第5次まちづくり総合計画に「子育てと学びを応援するまち」がまちづくりの目標として、施策目標の一つとして計画されています。この中の項目の一つ、スポーツの推進についてお聞きします。

総合計画にスポーツの推進が挙げられている背景の一つとして、平成26年度に実施した住民のスポーツに対する意識調査があります。意識調査では、「住民の8割が運動不足を感じているものの、時間や機会がない状況がある」また、「スポーツに関する情報提供を求める声が多く挙げられている」とのことです。

ライフステージに応じて暮らしの一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたり健康的で豊かなスポーツライフを送ることのできる環境整備が求められ、若い世代の生涯学習やスポーツへの参画は、施設の活性化のみならず、次の活動の担い手づくりにつながるとともに地域への愛着と社会性を身につける機会ともなることから、中学生や高校生が事業に気軽に参加できるような場や機会の確保、環境づくりを行うとともに、企画段階からボランティアとして参画できるような仕組みづくりが必要となっているという内容が総合計画に記載、計画されています。

また、施策の展開では、生涯スポーツの推進を掲げ、「ともに楽しみ、ともに支え、ともに創る」生涯スポーツ社会を実現するため、ライフステージに応じたスポーツ活動環境の整備とさらなる情報提供に努めるほか、スポーツを支える指導者の養成やボランティ

ア体制を充実し、住民がスポーツを行う機会を創造しますとのことでありますが、現時点で第5次まちづくり総合計画に基づく施策の展開はどこまで進んでいるのかを聞かせていただきたいと思います。

○議長（谷口 整） 清水社会教育課長。

○社会教育課長（清水 清） 近年、ライフスタイルの変化に伴い、ストレスや運動不足による生活習慣病など健康への不安を感じておられる方も少なくありません。

また、依然として少子高齢化が進み、社会環境が変化する中でライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康的で文化的な生活を営むために必要不可欠であると考えます。

ご質問にございましたスポーツ活動の環境整備や情報提供につきましては、年間を通じてウォーキングの記録ができる実践カレンダーの配布やスポーツ活動の継続を動機付けるため、10回の利用で1回無料になるトレーニングカードの発行、また、体育協会や体育振興会など関係団体と連携する中でトライアルキッズ、カローリング大会やニュースポーツフェスティバルなどにも取り組んでまいったところでございます。

住民への情報提供では、体育協会、体育振興会、スポーツ団体協議会の催事や紹介記事を掲載した生涯学習情報誌「学んでネット」の全戸配布のほか、体育協会の主催事業を掲載した「体協だより」を発行しているところでございます。

こうしたことにつきましては、生涯スポーツ振興プランにも掲げておりますが、今年度改定作業に入ることでございますので、住民ニーズや社会の動向にも即したものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

今後とも、町のスポーツ情報発信とあわせて体育協会と協議を行い、より効率的かつ効果的な広報事業の充実を図ってまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○10番（浅田晃弘） スポーツ活動環境の整備とさらなる情報提供、スポーツを支える指導者の養成やボランティア体制を充実させるのは容易なことではないと思いますが、情報提供については、生涯学習情報誌「学んでネット」がより充実してきていると認識しているところであり、住民ニーズに合った充実をさらに図っていただきたいと思います。

そこで、スポーツを支える指導者の養成やボランティア体制を充実させるために提案をしたいと思います。

青少年のスポーツ活動について、体育協会に属している少年少女のクラブチームが8チームあります。少なくともこれらのクラブチームを指導されているコーチ、指導者は休日を返上したボランティアとして活動されておられます。

こうした志を持った青少年のスポーツを支える指導者については、第5次まちづくり総合計画では、住民の役割として「主体的に学び、その成果を地域づくりやボランティア活動に生かす」とありますが、まさしくその方々は、少年少女のスポーツ指導を行うために各種の講習や研修を重ねて資格等を取得しておられる、または経験されていることであろうと思います。

特に青少年のスポーツ活動においては、その時期特有の成長期に配慮して指導する必要もあります。主体的に学び、その成果を活動に生かす指導者の方々が得ておられる経験や青少年健全育成に向け貢献しておられる力を次の世代が引き継いでいくことができるように、また、今あるチームが消滅していかないように、行政として指導者あるいはリーダー会議等の立ち上げを行い、支援をしていく中でこれらの問題を話し合える場を設け、次世代の指導者の養成や体制づくりを支援できないものなのかを提案したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 青少年のスポーツ活動推進についてでございますが、少子化が進む中で、競技人口そのものが減少傾向にあり、従来の枠組みの中での考え方を踏襲するだけでは立ち行かなくなっているのが実情でございます。

このため、各スポーツ団体におきましても大変苦慮されており、特に後継指導者の育成は大きな課題であります。各スポーツ団体が個々に対応策をお考えいただくことも重要でございますが、競技団体を超えて連携を図る中で課題の克服をすることが必要であると考えております。

今後、体育協会を中心として各スポーツ団体の横のつながりを強化し、同じテーブルで共通の課題の議論ができる仕組みづくりに向け取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次世代の指導者の育成や体制づくりにつきましては、本年度に改定を予定しております生涯スポーツ振興プランの中で検討し、十分議論を深めてまいり所存でございます。

また、スポーツ関係団体ともさまざまな機会を通じて相談させていただき、今後の指導者の養成について議論をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願

たします。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○10番（浅田晃弘） 人を育てること、後継者育成は難しいことではあると思いますが、青少年健全育成に寄与しているスポーツ団体の明かりを消さないよう努力していただきたいと思います。

次に、スポーツ活動環境の整備についてですが、住民グラウンド、田原小学校グラウンドの周囲の高木の強剪定やテニスコートを足腰にやさしいオムニコートにするなど環境整備を順次行っていることは、高く評価できるところであります。

今後、老朽化している住民体育館の整備を行う場合は、体育館を使用している団体にも声をかけて、スポーツ活動環境が常に最善の施設となるよう努力していただき、備品類についてもルール変更等に応じたものになるよう常に点検し、ライフステージに応じた、生涯スポーツのすばらしい拠点となるように施設整備を行っていただきたいとお願いし、この質問を終わります。

次に、熱中症対策についてお伺いいたします。

5月26日に北海道東部において、39.5度という記録的な猛暑となり、本町の国道に設置してある温度計が34度となるなど暑い日となりました。

長期予報によると今夏は、冷夏となる見込みであるとのことですが、全国的に年々熱中症で救急搬送される人が多くなってきている状況と聞きます。本町においてはどのような状況であるのかお教えいただきたいと思います。

○議長（谷口 整） 久野村健康福祉部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 議員ご指摘のように、先月の26日には、北海道東部地方において39.5度をはじめ、北海道の各地において37度以上が観測されております。宇治田原町におきましても、25日、26日の両日にわたり34度以上を観測したところでございます。

急な気温の上昇により体が慣れておらず、熱中症の疑いでの搬送が全国で多く起こったところでございます。そのような中、本町の状況を申し上げますと、熱中症の疑いによる救急搬送につきましては、昨年5月から9月の期間において京田辺市消防本部管内全体で103人、宇治田原分署管内では10人となっているところでございます。

また、本年5月の1カ月間では、宇治田原分署管内での搬送は1人となっており、昨年5月の数値と同数となっております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○10番（浅田晃弘） 昨年5月から9月で宇治田原分署管内では、搬送者は10人とのことですが、昨年8月の全国での熱中症による救急搬送は、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児の順でありました。また、発症した場所で一番多かったのが住居、次いで道路、屋外、仕事場の順になっておりました。

熱中症は正しい知識を身につけ、適切に予防することで未然に防ぐことが可能であると聞いていますが、この正しい知識をしっかりと啓発することで、「熱中症0のまち」を達成することができるのではないかと思います。ぜひとも、熱中症の正しい知識を広く住民の皆さんにお知らせできるよう取り組みを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、浅田議員の熱中症についてお答えを申し上げます。

急激に気温が上がり、また涼しくなったりと、気温の変化に体がついていかない日が続いております中で、暑さに対する体の調整機能が低下してきています高齢者は、特に熱中症に注意が必要でありますし、体温の調整能力がまだ十分に発達していない乳幼児をはじめ、普段は体力のある成人であっても、長時間屋外で働いておられる方など、熱中症に対する十分な予防、対策が重要となってまいりました。

町といたしましては、熱中症に対する情報発信を行う中で、まずは熱中症を正しく理解し、正しい知識をお持ちいただくことが、ご自身はもとよりご家族や周りの方を守ることも知っていただきたいと思います。

そして、暑い中、ご自宅で冷房をつけずにお過ごしされたりすることが危険であることに気づいていただき、さらにその時にどのように行動すればよいのかなど、熱中症を予防し、重症化することをなくす「熱中症0」への取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

これからの熱中症の危険性が高まる夏場に向けて、広報紙での啓発やホームページでの関係省庁や関係団体へのリンクにより、詳しい情報提供をはじめ、窓口での各種手続きや事業参加者へのチラシの配布、高齢者宅への訪問、こまめな声かけなど、今年度におきましても引き続きさまざまな事業を周知の機会と捉え、全庁挙げて熱中症予防への取り組みを進め、健やかで安心して暮らせるまちづくり「熱中症0のまち」の実現に向けて努力

してまいる所存でございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 浅田議員。

○10番（浅田晃弘） ありがとうございます。

全庁挙げて熱中症予防への取り組みを進めていただけるとのことであり、大変うれしく思います。

暑い季節はこれからが本番を迎えます。「熱中症0のまち」をキャッチフレーズに誰もが健やかに安心して暮らせる住みよいまちを目指して、「宇治田原町は熱中症もなく、いいまちやね」と言ってもらえるように頑張っていたきたいと思ひますし、私もその一翼を担っていきたくと思ひます。

これで令和元年6月議会の私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（谷口 整） これにて浅田晃弘議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は午後2時30分といたします。

休 憩 午後 2時21分

再 開 午後 2時30分

○議長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を開きます。

垣内秋弘議員の一般質問を許します。垣内議員。

○4番（垣内秋弘） 通告に従いまして4番、垣内秋弘が質問いたします。

4件ございますが、まず1件目は、府道宇治木屋線の進捗についてお伺いしたいと思います。

今までは、ややもすると、新名神や山手線そして国道307号線のほうに目が向きがちでありましたが、府道宇治木屋線についても目が離せません。

府道宇治木屋線における犬打峠のトンネルを含む延長3.6km、うちトンネルは3.1kmでございますが、そのバイパス事業については、長年の懸案事項でありましたが、平成29年に京都府のほうで事業化に着手され、着々と計画が進められようとしています。

宇治木屋線の犬打峠が完成しますと宇治田原町もさることながら、和束町をはじめとする周辺自治体にとっては、交通網の整備をはじめ観光、経済面においても大きな効果があらわれます。

宇治田原山手線とともに今後精力的に工事が着手するものと想定いたしますが、完成時期を新名神の完成時期に合わせ2023年度を目標に今後完成まで4年計画で取り組ま

れますが、トンネルの掘削工事だけでも3年余りかかると言われております。

詳細設計、地質調査を踏まえ、今後残された期間の中では大きな余裕もなく工事着手が急がれるところであります。とりわけ本年度から具体的に動き出すであろうトンネル工事と併せ、橋梁工事、また周辺道路整備すなわち南バイパスからの延長線で狭隘部分について、全般の概要計画と進捗状況をお伺いしたいと思っております。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 本計画に関しましては、京都府の事業となっておりますので、京都府山城北土木事務所に確認しましたところ、府道宇治木屋線（犬打峠）道路事業の概要といたしましては、宇治田原町と和束町を結ぶ当該路線のバイパス化を図るもので、事業延長3.6km、うちトンネル約3km、橋2橋、となっており、新名神高速道路の全線供用予定の令和5年度の開通を目指すと聞いております。

事業の進捗としては、平成30年度までに用地測量及び道路・橋梁部の詳細設計が完了しており、トンネルにつきましては平成30年度から地質調査を行い、詳細設計等が行われているところでございます。

また、府道宇治木屋線、南地域での道路改築事業については、予算や用地取得の進捗にもよりますが、トンネルの掘削が始まるまでに狭隘区間のバイパス化を図る計画で、現在用地買収を進められております。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） ただいまの答弁で、トンネルの掘削が始まる前に狭隘部分、つまりは南の栗所あたりのところでございますが、バイパス化を図る計画であるのご答弁をいただきました。地元住民にとっては、大変望むところでございます。

先ほども申しあげましたように、トンネル工事には3年余りの期間が必要であり、逆算いたしますと早急な着工が必要不可欠であります。今後、より一層コンタクトを十分に取り、十分フォロー願いたいと思っております。

さて、トンネル工事における土砂の搬出先及び搬出ルート等についてはどのような計画になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 現在、搬出先については検討されており、搬出ルートについてはその結果を踏まえた工事施工計画の立案の過程で明らかになっていくものと思われまますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） ただいま土砂の搬出先については、検討されているとご答弁をいただきました。確固たる情報ではございませんが、もしも城陽市の新市街地、すなわちアウトレットモール方面へ搬送することを想定いたしますと、本町内の道路を走行されるので、安全面においても、あるいはまた十分な注意と取り組みをお願いしたいわけであります。

なお、全体概要につきましては、事業計画に合わせた工程表と事業進捗を必要に応じて定期的に提示をしていただいて、ご報告願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 京都府との情報共有を密にし、しかるべき時期に関係者の皆様に事業進捗についてお知らせするようにしたいと考えております。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） これから工事が進捗し、動き出しますと新たな課題も浮き彫りになってくると思われるわけでございます。京都府との連携はもとより地元地域への説明をタイムリーにさせていただきますよう、よろしく願いしておきます。

質問の2件目でございますが、消費税10%への対応についてお聞きいたします。

政府は、今年10月より消費税を10%に増額する公算が現状において強くなってまいりました。税率引き上げをめぐっては、安倍首相が2度も延期している現状でも参院選を意識しての発言とも思える増税延期説も出ている中、本当に増税されるのか疑問視する見方もされる中ではありますが、一般的にはリーマンショックレベルの景気変動がない限り実行されることになるわけであります。一方で、世界経済の景気動向をはじめ、米中の貿易摩擦等で変動要素はありますが、決定に際しては決して予断は許されませんので、注視していく必要がありますが、概ね引き上げる方向で動いているものと思われま

以前にもお聞きしましたが、水道料金につきましては、消費税引き上げによる改正を行う予定であるとのことでありましたが、今本町が取り組みを進めている大型事業の継続事業について、既に契約している事業もありますが、本町財政状況を含めどのような影響をもたらすのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 令和元年10月1日以降に引き渡しが行われる請負、売買契約に係る消費税については、軽減税率の適用を受けるものを除き、原則、消費税10%が適用されることとなりますが、平成31年3月31日までに契約したものについては、

経過措置により、旧税率の8%の消費税が適用されることとなります。

現在、本町が取り組みを進めております大型公共事業のうち新庁舎建設につきましては、竣工が来年4月以降であるものの、昨年12月に請負契約を締結しており、平成31年3月31日までの契約であることから、旧税率の8%が適用されることとなります。このことから、既に契約を締結している大型公共事業については、経過措置の適用を受けることから、消費税の引き上げによる影響は少ないものと考えております。

なお、今年度に契約する公共事業については、引き渡しが行われる時期により適用税率が異なり影響額も大きいことから、引き続き適切な工期の設定に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） 消費税につきましては、最終どうなるかわかりませんが、今年度契約する公共事業については、引き渡し時期により適用税率が異なり影響額も大きいので、引き続き工期の設定に努めるとのことですが、当面は土地も今後動いていきますので、シビアな管理をしながら適切な対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、この件の2点目でございますが、軽減税率への準備と対応につきましてお伺いしたいと思います。

軽減税率は、特定の品目、すなわち酒、食料品（外食を除く）の課税率を他の品目に比べて低く定めることであるとされております。つまり、消費税を10%に上げる際、低所得者対策として食料品や新聞などが軽減税率の対象品目となり、税率8%のまま据え置かれることとなりますが、軽減税率の導入に当たっては、対象となる中小企業、小規模事業者の方には軽減税率対応レジの導入や受発注システムの改修等を行う際、その経費一部を補助する軽減税率対策補助金の制度があると聞いております。

費用の4分の3補助ということですが、このようなシステムの説明等は、半年前から受け付けて研修制度もあると伺っておりますが、消費税導入時期には多くの問題が発生し、懸念することも考えられますが、事前準備の中で本町内における該当する事業者に対し、スムーズな対応ができるよう、あらかじめ説明や指導を行っておく必要があると思いますが、どのような取り組みをされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご承知のとおり、消費税は、特定の物品やサービスに課税される個別消費税とは異なり、消費に広く公平に負担を求める間接税であります。この税

は、生産及び流通のそれぞれの段階で、商品や製品などが販売される都度その販売価格に上乗せされますが、最終的に税を負担するのは消費者となるものです。

消費税は、1989年4月、竹下内閣時に3%となり、1997年の橋本内閣時に5%、2014年の安倍内閣において8%、その時々を経済状況等勘案され、一律に引き上げられてきました。今年の秋10月に予定されている税率は、標準税率として10%、軽減税率として8%と複数税率となっております。

特に、新聞やテレビの報道では、標準・軽減税率対象品目が異なることを取り上げ、例えば一つの飲食料品の税率が外食かテイクアウトか、提供する時点で判断されるなど、課税事業者においても従前の販売とは違う複雑さが伴うものとなっております。

これらを受け、中小企業庁では、消費税の軽減税率制度は全ての事業者に大きな影響を及ぼすことから、軽減税率対応レジの導入、改修等の小売り段階での支援や、受発注・請求書管理システムの改修等の流通段階での支援に対して、経費の一部を補助する制度を創設し、消費税率変更時への円滑な対応を進めております。

本町では、商工会が中心となり、町内事業所に消費税や軽減税率について、取り引きや経理、販売にどのような影響があるのかなど、経営対策として税理士を招き消費税軽減税率セミナーや、軽減税率対応レジ、またキャッシュレス導入に係る支援制度の説明会を開催されてきましたが、今後も軽減税率制度についてもさまざまな情報が国・府をはじめ関係諸機関より提示されることと考えており、商工会と連携し町内事業所に対し引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） 軽減税率に関しましては、事業者の対応はともかく、消費者にもきちんとした周知徹底をしておく必要があります。場合によってはトラブルの発生の原因にもなりますが、周知徹底方法についてどのように対応されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 先ほども申し上げましたとおり、今年の秋10月予定の消費税率は標準税率として10%、軽減税率として8%と複数税率となっていることから、消費者にも複雑なものとなっております。

今後、消費税の引き上げに伴う軽減税率制度について、消費者である住民に対しましても、消費税引き上げ後、日々生活に混乱が生じないように、広報紙等を通じて周知に努めてまいりたいと思います。

また、個別に相談がある場合は、役場庁舎で行われている消費生活相談をご活用いただくなど、消費税率変更の円滑な移行に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） 今回計画されております消費税のアップにつきましては、軽減税率の導入により一層複雑化していますが、ケース・バイ・ケースで対応が変わってきますので、混乱が生じないように、事前準備はさることながら住民への周知徹底と、商工会とも十分連携を取り、問題が発生しないような取り組みを進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

3件目でございますが、3件目の1点目は、私立幼稚園の今後についてお伺いしたいと思います。

うぐいす宇治田原幼稚園につきましては、今年度の園児数は開園以来過去最低となりました11名となり、運営面において大変厳しい状況にあることは誰もが認識しているところであります。

最近の園児数を見ますと、年々減少する傾向にあり、このまま放置しておけばますます厳しい結果となり、園として成り立たなくなる可能性も見取れるところであります。去る4月には、当議会の文教厚生常任委員会とうぐいす幼稚園との懇談会を開催し、意見の交換を行いました。その中では、厳しい園の運営にもかかわらず、十分な対応を図っていただいていないと思われる点もあり、我々の思いと若干の温度差も見受けられたわけがあります。

もっともっと積極的に取り組みを進めていただかなければならないと思いますし、このためには、教育委員会が標榜する就学前教育についての重要性や必要性に理解を深めていただくよう、また、協力がなされるように働きかけることも肝要であります。本町における唯一の貴重な私立幼稚園を存続させるために、なお一層の強固な連携と、指導を支援を今後どのように行っていくのかご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 光嶋教育部長。

○教育部長（光嶋 隆） 本町では、長年、保育所が幼稚園の役割も担っているという意識がある中、保育園として親しまれてきた経緯があり、町内においては、幼稚園の教育的な位置づけがやや低い状況にあったと考えます。

しかしながら、昨今、幼児期における教育の重要性が高まり、就学前教育に対する意

識の変化や各幼稚園の個性を生かした教育内容に注目が集まるようになり、保護者の選択肢も増えてまいりました。

このような状況下において、町内の私立幼稚園では、限られた範囲の中で、本町に根ざした教育環境のもと、園児一人一人の成長にきめ細やかにかかわり、育成されてきました。本町の各種事業への参加や町外において宇治田原のPRに努められるなど、園児たちが教育活動の中でふるさと宇治田原を感じられるよう努められてきたところでございます。

しかし、このような運営や活動の内容が効果的に発信できているかといえ、そうでない点も見受けられ、こうしたことについては町としての関わり方にも反省すべき点があったと感じています。

小中一貫教育を進める上からも将来的な教育の問題を考えれば、就学前教育と義務教育との連携は必要不可欠でありますことから、今以上にご努力いただくとともに町の支援体制も充実させなければならないと思います。

議員ご指摘のとおり、園児の減少や幼稚園側の対応に危惧するところもございますが、課題の分析や解決策への取り組み等改革に向け、連携を図り、取り組んでいるところでございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） 何事にもタイムリーな対応をしていかないと、タイミングを外すと後手後手になります。先ほど部長の答弁にもありましたように、町としての関わり方にも反省すべき点があったと言われました。

幼稚園をこれ以上現状の厳しい体制から脱却させるためにも、教育委員会の関わり方を従前に増して強化していただき、後手管理ではなく、先手管理を行っていただくためにも、一層連携強化を図って回復するようにお願いしたいと思います。

あわせて、取り巻く環境が一層悪化したときのことも考えますと、行動には、やはり次につながるような行動につなげていただきますよう、今から十分考えておいていただきたいということをあわせてお願いしておきます。

2点目は、幼児教育の無償化についてお伺いいたします。

幼児教育の無償化については、2017年12月に新しい経済政策パッケージとして「人づくり革命」、「生産性革命」の2軸を主として教育の無償化には幼児教育のみならず、高等教育の無償化、私立高等学校の授業料の実質無償化などの施策が盛り込まれ、検討が進められてきましたが、2019年10月より消費税10%に引き上げられることを

条件に、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳の全ての子どもたちに利用料が無償化され、あわせて0歳から2歳までの子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されると聞いております。

大別して幼稚園、保育所、認定こども園、幼稚園の預かり保育、障がい児通園施設等々ある中で、全てが一律に完全無償化されるわけではないと思いますが、本町における保育所、幼稚園での条件整備はどのように進められているのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

幼児教育無償化につきましては、本年5月10日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、10月1日からの実施に向けて準備が進められております。

内容といたしましては、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの保育料が無償化され、0歳から2歳までの保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもを対象として保育料が無償化されます。

また、0歳から2歳までの子どもに係る保育料については、現行の多子家庭に対する第2子、第3子への軽減措置が継続されます。

そのほか、保護者の就労等の事由により、保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園での預かり保育を利用する子どもの利用料が利用実態に応じて最大月額1万1,300円までの範囲で無償化され、また、保育の必要性が認定されたものの認可保育所や認定こども園が利用できず、やむを得ず認可外保育所を利用する場合は、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化されます。

本町といたしましても、これらの国の改正内容に従い、無償化を実施する予定としており、本町でご利用されている町立保育所や町外の認定こども園、また、新制度に移行されていないうぐいす幼稚園や町外の私立幼稚園等における無償化の制度内容については、無償化となる金額や方法、また、新たに保育の必要性の認定の申請手続きが必要となる場合など、ご利用施設によって違いがございますので、10月の制度開始に向け、わかりやすい周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

現段階では、手続き等の詳細につきましては、不確定な部分が多くございますが、先般、国から幼児教育無償化に係る資料提供があり、市町村への説明会も今後予定されておりますので、その内容を踏まえ、本町における制度の詳細を今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） ただいま副町長よりご答弁がありましたように、うぐいす幼稚園をはじめ私立幼稚園等は無償化になっても金額や方法等、各施設により違いが発生するという事なので、特に保護者への理解は不可欠であり、周知に努めていただきますようよろしくお願いしておきます。

また、不確定な部分は明確になった時点で委員会等でご報告いただきますようよろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、無償化により地元の私立幼稚園への影響がどのように表れるのか、我々も注視していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、4件目の子どもの安心・安全につきまして質問させていただきます。

特に、先ほど来、出ておりますように、通学路における安全対策についてお伺いしたいと思います。

過日、6月28日に川崎市登戸新町におきまして、登校中バス待ちをしていた小学生児童が殺傷事件に遭遇し、多くの犠牲者が発生しました。事件発生の動機はわかりませんが、何のメッセージもなく、多くの人を道連れにしたことは決して許されるものではありません。

以前には今回の形態とは異なりますが、大阪の池田小学校において平成13年6月に児童、教員を含めて23人を殺傷した事件も記憶に残っているところでございます。

今回の事件も無差別な犯行で予期することは大変困難であります。登下校を中心にした子どもの安全確保は必須条件であります。一旦事件が発生すると当事者だけでなく、周りの人に与える影響も計り知れないものがあります。小さな子どもであれば震えが止まらない、また眠れない、ものが食べられないといった症状が表れ、ケアするのも大変なわけです。

本町は、登下校において保護者や地域の方々で見守り安全パトロールを実施していますが、高齢化等で課題も抱える中、今後より一層、安心・安全を担保するために、どのような施策と方策を実施していくのか当局のご見解をお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 通学路における安全対策についてでございますが、川崎市の事件

に係る安全対策等につきましては、先ほど来からご質問をいただいておりますが、登下校時における児童生徒等の安全を確保するため、平成30年6月に文部科学省より通知されました「登下校防犯プラン」が今回、再度通知されたところでございます。

このプランは、児童生徒に係る登下校時の総合的な防犯対策として5項目が掲げられております。

1点目が、地域における連携の強化。

2点目が、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善。

3点目が、不審者情報等の共有及び迅速な対応。

4点目が、多様な担い手による見守りの活性化。

そして、5点目が、子どもの危険回避に関する対応の促進でございます。

教育委員会におきましても、これらをもとに、関係機関が連携をとりまして、本町の状況に応じた対応を心がけるところでございますが、今後、さらに取り組みを強化し、児童生徒の安全確保につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） ただいまは、教育長より文科省の登下校防犯プランに基づき、今後さらに取り組みを強化し、安全確保につなげるとご答弁をいただきました。まさに気を緩めることなく、緊張感を持った取り組みをお願いしたいと思います。

さて、本町の2小学校において学校安全巡視員が配置されていますが、その役割はますます重要であります。本町の学校安全巡視員は何名配属されて、具体的にどのような活動をされているのか。併せて、今回の事件を踏まえ本町が一斉点検の実施や問題点の洗い出し等、実施されたのか、結果と合わせてその内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 本町では、小学校内の安心・安全管理を目的として、両小学校に学校安全巡視員を各1名、1日当たり3時間配置しております。

児童の登校が完了し、朝学習が始まる時間帯に午前中1時間、下校の時間帯を中心に午後2時間配置しており、不審物や異常がないか、不審な人物がいないかなど校内巡回による安全確認や下校時のサポートなどが主な活動内容です。

なお、犯罪の抑止効果を高めるため、巡視員は一目で警備員とわかる制服を着用する中で活動しております。

川崎市の事件を踏まえての学校施設の点検という点では、事件当日に学校へ諸注意喚起等を含めて指示をいたしました。また、学校安全巡視員や見守り安全パトロール隊の方などを対象に、先週末に田辺警察署にご協力をいただき講習会を行ったところです。

さらに、通学路の注意すべき箇所の把握という意味では、通学路安全推進会議における今日までの現地パトロールやPTA要望書等において把握しておりますので、順次対応策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） 対応策を検討する中では、防犯に対する抑止力の強化も必要であります。日頃から犯罪を起こさせない、起きる要因を減少させることが求められております。

例えば警察のパトロールの強化であります。朝の巡回数を増加するとか、あるいはまた、見せる防犯効果、そして、抑止力強化につながる時間帯、場所を選定したパトロールをすとか、現在もパトロールは時たまやっておりますが、このパトロールの強化、そしてまた、防犯テクノロジーの活用であります。言い替えますと防犯カメラの設置、増設を早急に検討すべきであるというふうに思います。あの手、この手で事件を未然に防止するための取り組みも必要であると考えますが、当局の判断とご見解をお伺いいたします。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 議員ご指摘のとおり、常日頃から目を光らせることによって事件を未然に防止することは、大変重要であると認識しており、京都府田辺警察署と連携して、朝夕のパトロールや町による防犯パトロールの強化、そして、公用車へのドライブレコーダーの設置など抑止と事実認知の取り組みを進めてきたところでございます。

また、町内では、地域みまもりステーションや保育所などに、そして、一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構と連携して、防犯カメラの設置に取り組んできているところでございます。

今後におきましても、常日頃から目を光らせているという抑止効果を高め、事件を未然に防止するため、関係機関と連携する中で、防犯カメラの設置など、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口 整） 垣内議員。

○4番（垣内秋弘） ただいまの答弁では、防犯に対する抑止力の強化は重要であると認識していただいておりますが、諸活動に対してなお一層の強化が必要であります。

警察署のパトロールも従来から行っていただいておりますが、同じところを巡回するのではなく、例えば登校時の集合場所とか、あるいはまた、巡回場所を変えるとか、交差点に立つとか、工夫を凝らした取り組みが必要であるというふうに思います。

防犯カメラについても、現在6カ所ですか、取り付けていただいておりますが、それで、じゃ十分かという、満足ではないというふうにも思いますし、そういった部分では、今後の中で増設の検討もぜひお願いしたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて垣内秋弘議員の一般質問を終わります。

続きまして、馬場哉議員の一般質問を許します。馬場議員。

○7番（馬場 哉） それでは、通告に従いまして、7番、馬場哉が国際交流と財政運営についてお聞きをしたいと思います。

まずは、国際交流についてです。

中学生の国際交流ができないかという趣旨でお伺いをしたいと思います。

国際交流については、お茶を通して中国雲南省との交流を続けているところだが、今後は英語圏の国との国際交流を調査しているとの現状報告が過日の委員会でもあったところだ。

住民のための国際交流は範囲も広く、その方法などは、これというものになかなか絞りにくいのが現状ではないでしょうか。

それからすると、今後のグローバル社会を見越し、国際人の育成と英語教育の観点から、対象を中学生に絞り、国内イングリッシュキャンプに参加予定である事業の方向性はいいと思います。

今後も国際交流については、中学生を中心とする次世代を担う若い人たちに活躍してもらおうという取り組みで進めていくのでしょうか。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 本町の国際交流事業につきましては、近年のグローバル化の進展を踏まえ、中国雲南省との交流にとどまらない、英語圏の国も交流先に加えた多様な事業展開を目指しているところでございます。

また、世界規模の相互交流と地域における国際化がますます進行する今日、異文化に対する深い理解と豊かな国際感覚を持った国際交流の担い手を育成することも、当該事業の推進に当たっては大切な視点であると考えております。

そして、宇治田原町国際交流事業に関する検討委員会において、今後のあり方について協議いただき、本町の将来のまちづくりを担う若い世代を中心に、国際交流の裾野が広がるような取り組みを進めていくよう提言をいただいたところでございます。

そうしたことから、今年度につきましては、若い人たちにグローバルな社会において活躍してもらうためのきっかけの一つとなるよう、中学生を対象とした国内イングリッシュキャンプを実施する予定でございます。

また、同時に、京都府などの関係機関等との連携により、新たな交流先の調査を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、本町の将来のまちづくりを担う若い世代を中心に、国際交流の裾野が広がるような事業のあり方について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） そういたしますと、例えば中学生が実施主体となる国際交流の取り組みを始めるとするならば、今までに教育事業に携わり帰国したALTの方々に協力してもらい、彼ら彼女たちの紹介で、現地のジュニアハイスクールの生徒たちと維孝館中学校の生徒たちが、互いのまちの暮らしや産業を紹介する手紙や、今後予定している中学校でのタブレットを活用してメールや動画での交流なども研究していったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 英語力の向上には、学んだことを実践で生かすことができる環境づくりが重要であると考えております。帰国したALT、またALTを介した現地中学生との手紙の交換は、国際交流を促進していくための手段の一つとして十分考えられます。

さらに、メールや動画での交流につきましては、お互いの表情や学校の様子など、より臨場感を伴う交流が可能となり、異文化の理解も深まるものと思いますので、今夏に導入予定のタブレット等の活用を含めて交流手段について検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、中学校生徒の国際交流が、彼ら彼女たち自身の成長や本町にとっての人材育成、まちのPRに寄与することが期待できますことから、学校現場や総務課と連携しながら国際交流のさまざまな可能性について研究していきたいと考えております。

ので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 今答弁ありましたけれども、総務課、また教育委員会、中学校が連携して、ぜひこういう事業を進めていっていただきたいと思います。

では、次に、2件目の財政運営について、1つ目の質問は、ゴルフ場利用税について質問をいたします。

本町には奥山田地区にゴルフ場があり、京阪神地域から多くの方が来場されプレイを楽しんでおられます。ゴルフ場を利用するに当たり、利用者は、都道府県が決めたゴルフ場利用税を支払うことになっています。

この税収は、府からの交付金としてゴルフ利用税を納入したゴルフ場所在地の市町村に配分されるわけですが、このたび国会では利用税を廃止とする超党派の議員連盟がオリンピックの正式種目になったスポーツに課税するのはおかしいとして、議員立法を国会に提出する動きがあり、政府与党税制改正大綱でも、今後長期的に検討するとされています。

本町のみならずゴルフ場がある、とりわけ地方の町村にとってゴルフ場利用税は、数少ない安定的かつ恒久的な財源であると考えますが、本町での税制面での現状はどうでしょうか。

○議長（谷口 整） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） ゴルフ場利用税につきましては、都道府県がゴルフ場の利用行為に対し利用者に課税する税金であり、利用税収入額のうち10分の7に相当する額が所在する市町村に交付金として交付される仕組みとなっております。

本町では、ゴルフ場利用税交付金として平成29年度決算で約2,200万円の交付を受けており、この交付金はゴルフ場周辺のアクセス道路の維持管理、災害防止対策等を行う上で不可欠な貴重な財源となっていることから、引き続き利用税の堅持を期待しているところでございます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 答弁にありましたように、周辺アクセス道路整備や災害対策等の行政サービスを行う財源にもなっているところです。

先ほど述べた廃止法案によると、減収となる町村には、消費税で生じる一般財源の余裕分を充てるとのことですが、政府は、消費増税を社会福祉に充てるとしており、仮にゴル

フ場利用税交付金が廃止となった場合には、財源は不透明であります。

町としては、関係する町村とともにゴルフ場利用税交付金は継続すること、廃止をするならば、それにかわる交付金を恒久的に手当てすることを政府に対して求めていくべきだと考えるが、その取り組みについてはどうなっていますか。

○議長（谷口 整） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） ゴルフ場利用税につきましては、本町にとりましても貴重な財源でありますことから、これまでから利用税を堅持すべきであるという考えのもと、毎年開催されます全国町村長大会での要望活動をはじめ、全国のゴルフ場所在市町村の約9割の団体が加盟をしますゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟にも参加を行い、国会議員への要請活動を通じて、堅持に向けた取り組みを行っているところでございます。

2019年度与党税制改正大綱では、引き続き、今後長期的に検討するとの結論となり、制度が堅持されたところですが、今後も関係機関との連携を密にし、引き続き現行制度の堅持のための活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 新名神が開通すると、都市部からゴルフ場利用者が増えることが予想されます。本町でもそうですが、ゴルフ場利用者の多くは町外のからの来訪者が多いのではないのでしょうか。

これに限らず、都市部から地方へのお金の流れは合理的であり、地方に活力を与える上でも必要であると考えます。今後も関係市町村と連携して交付金継続の要望活動をしつかり行っていただきたいと思えます。

これでこの質問を終了し、財政運営についての2つ目の質問、総合計画の見直しと今後の財政運営についての質問に移ります。

先ほどのゴルフ場利用税もそうですが、自治体運営は国から配分される交付税に頼るところが大きいです。

地方創生が叫ばれる中で、地方自治体がさまざまな施策を実施して税収を増やしても、税収増額分に対して一定割合の交付税が減額されるとのことであるが、その仕組みはどうなっているのでしょうか。

○議長（谷口 整） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 地方交付税には、普通交付税と特別交付税の2種類があり、

そのうち普通交付税につきましては、自治体が合理的かつ妥当な行政を行うために必要な経費である基準財政需要額から、税収見込み額のうち自治体独自の施策のための留保分を除く一定額である基準財政収入額を差し引き、需要額が収入額を超過したその差額に応じて交付されるものでございます。

普通交付税の仕組みでは、基準財政需要額の金額がこれまでと変わりなく、基準財政収入額である税収見込み額が増加すれば、交付税は減少するところではございますが、本町においては、交付税措置がされる新庁舎建設をはじめとした大型公共事業や地方創生の推進等により基準財政需要額を増加させる要因となる各種事業も行っているところでございます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 難しい言葉が出てきてややこしい説明というか、仕組みなんですけれども、簡単に言えば、収入が増えれば交付税は減額されるけれども、人口増などの要因により、基準となる財政規模を大きくする施策も重要であるということです。そこに、私、異論はございません。

将来にわたり安定的な行政運営や活力あるまちづくりのため、さまざまな投資施策は必要であります。しかしながら、財政運営については、今後高齢化が進むことによる扶助費の増加、まちづくり投資による公債費の増加など、シミュレーションが示すとおり、大変厳しくなっています。

そのような中で、本年度実施予定のまちづくり総合計画の見直しについては、今後の財政状況を鑑み、行政改革はもちろんのこと、行政評価もきっちりした事業のスクラップ・アンド・ビルドの趣旨を取り入れ、財政均衡を保ち、持続可能な計画の見直しをしなければならないと考えています。

計画の策定委員会は、住民の方々のご意見を聞かせていただく絶好の機会であり、議論の中身は、先ほど申し上げたとおり、今後の行政運営について、あれもこれもではなく、あれかこれかを選択する観点での計画の見直しが必要ではないでしょうか。

○議長（谷口 整） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 今年度見直しを予定しております第5次まちづくり総合計画のまちづくりの基本理念や将来像を示す基本構想においても、行政の基本姿勢として、効果的な行財政運営の中で、行財政改革の推進等により、持続可能な健全財政運営を確立しますとしているところでございます。

今回の計画の見直しにおいては、計画期間中に大型投資事業の実施により財政的に厳しい状況が続く見通しとなっていることから、財政面での視点を入れた議論を行ってまいりたいと考えております。

今後も効率的、効果的な行財政運営のため、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドといった事務事業の見直しや将来を見据えた公債費対策、歳入確保の取り組み等を行い、持続可能な健全財政運営の確立に努めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 行政はスクラップ・アンド・ビルドを言いますが、何をどう実施していくのか示していないのが現状です。

3月の予算特別委員会の審査だけでなく、じっくり時間をかけて議論する場が必要であり、行政の考え方を示していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷口 整） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） まずは、予算を編成するまでに事務事業のスクラップ・アンド・ビルドといった事務事業の見直しに向けて、行政内部で十分に議論する必要があると考えております。

この議論を踏まえた上で、議会ともご相談申し上げる中、スピード感を持って持続可能な健全財政に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 私は、現状の財政シミュレーションからすると、億単位の歳出の削減をするか、億単位の歳入の増加がないと、3年後には予算が組めなくなるのではないかと心配しています。

新名神が開通し、完成する庁舎や山手線周辺の整備により、本町は発展していくさまざまな希望も持てるように思います。しかし、それは安定した財政の基盤があつてのことだと考えます。宇治田原町が数年先に予算が組めないような財政状況にある、これでは、住民の皆さんは不安で仕方ないのです。

行政としてここはこうやっていくんですよという方向性、設計図が描けているのでしょうか。もはや大幅な歳出削減が必至ではないでしょうか。これを実行しないと宇治田原の将来の設計図は書けないと思うのです。

住民生活に影響を及ぼす歳出削減や負担増は困ります。すぐにでも設計図を示してい

ただきたいと考えます。そこで、もし、住民の皆さんにお願いをしなければならない事態になるならば、そこは一定の時間をかけて住民の皆さんに説明する場を持っていただきたいと思います。

早急に行政内部の体制を整えてもらって、町長がリーダーシップを発揮し、決断をして、財政健全化の設計図を作成していただきたいと思います。それを住民や議員に示していただき、お隣の自治体でも行われているように、大いに議論することが、今、このまちに必要なことであると申し上げて、私の6月議会の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて馬場哉議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。本日はこれにて延会いたします。

次回は明日6月12日午前10時から会議を再開いたしますので、ご参集いただきますようお願いをいたします。

ご苦労さまでした。

延 会 午後 3時35分